

《近代多摩川と皇室》
鮎献上と多摩地域の聖蹟化に関する
歴史学的研究

2017年

著者 吉岡 拓 ・ 清水 裕介

共同研究者 宮間 純一

近代多摩川と皇室

鮎献上と多摩地域の聖蹟化に関する

歴史学的研究

研究成果報告書

2015 年度～2016 年度

【研究代表者】

吉岡 拓

【共同研究者】

清水裕介

宮間純一

目次

I. 序論 3 頁

(1)研究の目的と着想の経緯 3 頁

(2)課題設定 4 頁

(3)研究の方法 4 頁

1.分析する史料

2.方法

II. 本論 6 頁

(1)連光寺村御猟場の性格とその変遷 7 頁

はじめに 7 頁

1.明治天皇の狩猟場として 8 頁

2.大正天皇の養育の場・皇族による鮎漁見学の場として 10 頁

3.皇室・宮内省の鮎漁場として 11 頁

4.皇室・宮内省の狩猟場として 12 頁

おわりに 14 頁

(2)連光寺村御猟場における鮎漁の位置 18 頁

1.はじめに 18 頁

2.連光寺村御猟場規則と鮎漁 18 頁

3.鮎漁と御猟場職員・漁業人 21 頁

4.長良川筋御猟場の設置 21 頁

5.鮎漁禁猟期の設定 22 頁

6.御猟場規則の制定 22 頁

7.多摩川下流域での御用鮎漁の実施 23 頁

8.連光寺村御猟場の廃止と鮎漁の継続実施 24 頁

9.おわりに 25 頁

III. 結語 27 頁

IV. 連光寺村御猟場の利用状況一覧表 28 頁

I. 序論

(1) 研究の目的と着想の経緯

本研究は、明治～昭和戦前期に多摩川流域で行われた皇室・宮内省による鮎漁の実態を分析し、またこの鮎漁と昭和戦前期に進められる多摩地域の聖蹟化（多摩聖蹟記念館の建設、京王電気軌道関戸駅の聖蹟桜ヶ丘駅への改称など）との関係性について歴史学的に検討することを主たる目的とするものである。

江戸時代の多摩川（玉川。以下、多摩川に統一）水系での鮎漁、ならびに多摩川流域に所在する村落についての歴史研究は、とうきゅう環境財団 1988 年度採択一般研究課題「多摩川水系の近世漁労関係資料の収集と考察（特に秋川水系を中心として）」、同 1994 年度採択一般研究課題「多摩川における組合漁業の歴史的考察－村落構造と漁場利用関係－」に採択された宮田満氏による一連の研究¹や、徳川将軍への「御肴」上納制度研究の一環として多摩川の鮎漁について検討した太田尚宏氏の研究²など、一定の蓄積がある多数存在している。これに対し、近代（明治～昭和戦前期）の多摩川鮎漁、とりわけ明治 15 年（1881）に神奈川県南多摩郡内に設置された明治天皇の御猟場（連光寺村御猟場）の沿岸地域で実施された天皇・皇族・宮内省関係者による鮎漁については、1990 年代に刊行された『多摩市史』において若干の言及がなされているものの、その実態はほとんど未解明のままである、といってもよい。近代の多摩川の鮎漁や流域に所在する村落（およびその住民）の動向を検討する上で有用な史料が散逸、あるいは未公開の状態にあったことが、そのような状況を生み出したものと考えられる。

そのような研究状況の中で、平成 26 年（2014）4 月 26 日～7 月 20 日、パルテノン多摩において多摩市文化振興財団・宮内庁宮内公文書館 2 機関共催展示「みゆきのあと－明治天皇と多摩－」が開催された。同展示では、従来未公開ないし存在が知られていなかった多摩地域に関する近代史料を十全に活用し、明治天皇による計 4 度の多摩地域への行幸の実態と、その行幸をめぐる地域社会の動向が鮮やかに描き出された。近代多摩川の鮎漁の実態を検討するために極めて有用な史料群の存在が、この展示の開催によってあきらかになったのである。

(2) 課題設定

共催展示「みゆきのあと」の中で特に興味深いのは、明治天皇の多摩行幸を契機に多摩川で獲れた鮎が天皇に献上されるようになり、また皇族・宮内省関係者による鮎漁が頻繁に行われるようになった、という指摘である。この指摘からは、多摩川鮎が皇室と接点を持つようになったことが多摩川やその流域村落の住民たちの生活にどのような影響を与えたのか、このことと昭和戦前期に多摩地域が聖蹟化されていくこととは、何らかの関係性があるのではないか、といった疑問が即座に浮かぶ。そこで代表者は、以上2点の解明を本研究の直接的な研究課題として設定した。

(3) 研究の方法

1. 分析する史料

本研究課題では、多摩市教育委員会、宮内庁宮内公文書館、国文学研究資料館の3機関・組織に所蔵・保管されている史料を主に利用して研究を行った。ただし、上記のうち多摩市教育委員会、宮内庁宮内公文書館は、史料の公開を主目的とした機関ではないため閲覧可能日に制限があり、また所蔵資料のデータベースの公開も限定的であることから、本研究を代表者が単独で実施するには多くの困難を伴った。

そこで本研究課題では、先述した共催展示「みゆきのあとー明治天皇と多摩ー」の企画担当者でもあった福島大学非常勤講師の清水裕介（企画展示実施当時は多摩市文化振興財団（パルテノン多摩）学芸員）、国文学研究資料館准教授の宮間純一（研究開始当時は宮内公文書館公文書調査室研究員）の両氏に協力を依頼し、3者共同で課題に取り組んだ

2. 方法

本研究では、2年という研究期間の中で①史料の調査、②史料の撮影、③史料の翻刻と内容分析、④成果発表、以上4点の作業を実施した。

①史料の調査について。多摩市教育委員会保管「富澤家文書」の中から鮎漁ならびに連光寺村御猟場の利用に関する諸史料を、宮内庁宮内公文書館所蔵の中から「山口正定日記」「猟場録」「特殊狩猟録」「例規録」を、国文学研究資料館では「富澤家日記」および同館が所蔵する多摩川鮎漁関係の史料を調査した。

②史料の撮影について。上記の作業で抽出した史料をデジタルカメラで撮影を行った。

③史料の翻刻と内容分析について。まず、撮影した史料の中から、御猟場に関する日々の業務が記載された「御猟場日記」（多摩市教育委員会保管「富澤家文書」のうち）のすべ

て(明治17年～37年、39～42年)を翻刻した。次に、この「御猟場日記」の中から天皇・皇族・宮内省関係者による御猟場の利用に関する記載を抜き出し、リスト化した。史料の翻刻とリスト化を清水が、翻刻の校訂を吉岡・宮間が担当した。

以上の作業を行った上で、天皇・皇室・宮内省関係者による御猟場の実態を年ごとに整理し、またその中での鮎漁の位置づけや地域住民との関わりについて分析を行った。前者は清水、後者は吉岡が担当した。

④成果発表について。上述した「御猟場日記」の翻刻は、当初は研究遂行のための基礎作業という位置づけに過ぎなかった。ところが、その作業を進めている最中、多摩市教育委員会より同史料の翻刻を資料集として公刊したいとの打診があったため、これに応じることとした。資料集は、『多摩市文化財調査資料6 連光寺村御猟場日記 明治17～28年』(多摩市教育委員会、2016年3月)、『多摩市文化財調査資料7 連光寺村御猟場日記 明治29～41年』(多摩市教育委員会、2017年3月)として既に公刊されている。なお、上述の天皇・皇族・宮内省関係者による御猟場の利用実態、ならびに、御猟場利用の中での鮎漁の位置づけと地域住民との関わりについての分析は、清水裕介「連光寺村御猟場日記を読むー明治17年～28年ー」、同「連光寺村御猟場日記を読むー明治29年～41年ー」、吉岡拓「連光寺村御猟場と鮎漁」とのタイトルで、この資料集に解説として掲載している。

II. 本論

本論では、まず第1節において、明治17年～41年の期間の、皇室・宮内省による御猟場利用の実態を、大正6年（1917）の連光寺村御猟場廃止の問題との関連から分析する。次に、第2節において、御猟場利用の実態の中での鮎漁の位置づけ、ならびに鮎漁が地域住民に与えた影響を議論していく。なお、本章の内容は、いずれも先述した資料集に掲載した解説を基にしたものである。

(1) 連光寺村御猟場の性格とその変遷

はじめに

本稿では、「連光寺村御猟場日記（以下、御猟場日記）」に記載された連光寺村御猟場の利用記録から、連光寺村御猟場の果たした役割について検討を行う。なお、本稿は『多摩市文化財資料集6 連光寺村御猟場日記- 明治17年～明治28年』（多摩市教育委員会、2016年）及び『多摩市文化財資料集7 連光寺村御猟場日記- 明治29年～明治41年』（多摩市教育委員会、2017年）に解説として掲載した拙稿（清水裕介執筆分）を基に、連光寺村御猟場の性格について概説するものである。

御猟場日記とは、明治15年（1882）5月から大正6年（1917）6月まで存在した連光寺村御猟場で作成された事務日誌である。各年1冊の縦帳に記され、明治17年（1884）から明治41年（1908）まで、明治38年（1905）分を除いた全24冊が現存している（表1参照）。

御猟場とは、明治14年（1881）に習志野原の軍事演習場内の一部が「聖上御遊猟場」に指定されて以降、全国各地に設置された天皇・皇室の遊猟場である。連光寺村御猟場は、明治15年（1882）5月に南多摩郡一円が「聖上御遊猟場」とされ、連光寺村を中心とする区域が禁猟区とされて事実上、誕生した。連光寺村は御遊猟場指定以前、明治14年・15年に三度の行幸があった場所である。その後、明治16年（1883）1月には名称が連光寺村御猟場と定められ、連光寺村が多摩村の一部となった後も名称はそのまま、大正6年まで存続した。

連光寺村御猟場の現地での管理・運営には、地元住民が宮内省（初期は神奈川県）の職員に任命されてあっていた。現地職員は、御猟場が利用される際に必要な庶務の他、狩猟対象動物の生息状況調査、狩猟対象動物の繁殖を妨げる有害鳥獣の駆除、禁猟制札や指定区域を示す標木の管理、罠猟に用いる山鳥の飼育や禁猟とされていた場内での密猟者の取り締まりなどを日常業務としていた。御猟場日記は、御猟場の現地責任者（取締、のち取締長、監守長）を務めた富澤政恕・政賢父子によって記されたものである。

御猟場日記には、日付・曜日・天候と当日の場内巡回当番、御猟場の利用があった際には利用者・利用内容・対応者、文書などの発信・到着などが記されている。作成が開始された明治17年（1884）に限り、曜日・天候の記載がないが、長期にわたって一定の様式・

視点で記された記録であり、連光寺村御猟場での出来事や運営・利用の実態を知る上で欠かす事のできない基礎史料である。とくに、侍従や官吏の出張記録・命令に関する宮内省側の史料は、宮内庁宮内公文書館が所蔵する歴史的公文書を確認する限り、全てが保存されているわけではない。したがって、御猟場の利用実態をあきらかにするためには、御猟場日記をはじめとする地域に残された史料から把握する他ない。これが本稿が注目する御猟場日記の歴史資料としての価値である。

御猟場日記や関連する史料から、連光寺村御猟場の利用目的別の回数を端的にまとめたものが表 2 である。利用記録の詳細は巻末に「連光寺村御猟場の利用状況（付御猟場指定以前の狩猟・鮎漁）」として掲載した。

御猟場日記が明治 17 年（1884）から作成されはじめたのは、前年 12 月に制定された「連光寺村御猟場監守細則³」において、「事務所ニ日誌及日課簿ヲ備置、公用及見廻人ヨリ届出ル件ヲ記載」すると定められたため、この「日誌」が御猟場日記にあたる。この規程が定められる以前、御猟場に関する日々の記録は富澤家が公私の記録として記していた別の日記（以下、「富澤家日記」）に記されていた⁴。巻末の「連光寺村御猟場の利用状況（付御猟場指定以前の狩猟・鮎漁）」作成にあたり、御猟場日記の成立以前の情報は主にこの「富澤家日記」を参照した。

以下、利用記録から連光寺村御猟場の性格とその変遷について検討を行いたい。

1. 明治天皇の狩猟場として

御猟場指定以前から明治 20 年（1887）頃までの連光寺村・連光寺村御猟場は、毎年のように明治天皇の行幸が実施され、行幸がなかった年も利用の検討がされていた時期である。連光寺村には明治 14 年（1881）2 月に兎狩り天覧のための行幸があり、同年 6 月に鮎漁天覧のための行幸、明治 15 年（1882）2 月に兎狩り天覧、御猟場設置後は明治 17 年（1884）3 月に一度、兎狩り天覧があった。

御猟場日記からは、この 4 度の行幸の他にも行幸が検討されていたことを知ることができる。例えば、明治 19 年（1886）1 月 23 日条には出張官による「家屋見分」、翌日には「御親猟兎山御見分」が行われたとある。「御親猟」とあるから、行幸のための事前調査に関する記述である。連光寺村御猟場では、これ以前にも明治 16 年（1883）3 月 13・14 日に予定されていた行幸（兎狩）が中止となったことがある⁵。また明治 18 年（1885）3 月

17 日条には「本省御猟場掛ヨリ達到着、来四月九州地方へ行幸被為在候ニ付本年度兎狩者無之」とあり、九州地方への行幸のために連光寺村御猟場での兎狩りは行われなかったことが伝えられている。当時の規則では、兎狩りは行幸の際のみに限られていたため、兎狩り実施の有無は即ち行幸の有無を意味していた。「行幸がないこと」が通達されていたことを鑑みても、指定から間もない時期、連光寺村御猟場は、行幸が実施される可能性の高い場所であったと言える。また同時期には皇太后・皇后の行啓も実施されていた。

明治 19 年（1886）に富澤邸内に御休所が建設されたことは、そうした連光寺村御猟場の位置付けを明示している。御休所は行幸・行啓・御成時に天皇・皇族の休憩や宿泊に用いるために建設されたと考えられる。御休所建設以前の連光寺村への行幸・行啓で宿泊をとまなう場合、宿泊場所は府中の田中家が使用されていた。御猟場内にある連光寺の富澤家と比べると、狩猟実施場所や鮎漁の行われる多摩川から距離があり、連絡調整先も複数になるため、富澤邸内に専用の施設が必要と考えられたのであろう。御休所は、御猟場日記中には「御用邸」（明治 20 年 10 月 17 日条）、「行宮」（明治 21 年 10 月 17 日条）などとも記されている。明治天皇が連光寺御休所を利用することはなかったが、明治 20 年（1887）8 月 21 日と 10 月 17 日の嘉仁親王御成の際に昼食場所・休憩所として使用され、同年 10 月 3～4 日の皇太后行啓の際には宿泊場所として使用された。御休所は、大正 12 年（1923）の関東大震災で被害に遭ったことをきっかけに取り壊されるまで存在していた。

一方、明治 19 年（1886）1 月以降の御猟場日記やその他の史料からは、現地で調査や準備が行われる段階まで連光寺村御猟場への行幸が計画・予定された形跡を確認することはできない。これは、内閣制度の発足により明治天皇が「政務多事」となり、狩猟を行うことが出来なくなったためと考えられる。連光寺村への行幸目的の第一は、この当時、狩猟や乗馬を趣味としていた明治天皇の遊興・行楽である。連光寺村への行幸は鹵簿の形式や行幸実施を伝える公文の記述から、いずれも公的な要素の低い「御遊行」に区分されるものであることが指摘されている⁶。この時期、連光寺村には狩猟や鮎漁を行う東京からの行楽の場として視線が向けられていたのである。

明治天皇による連光寺村御猟場の利用が見込まれない状況となった結果、明治 23 年（1890）2 月 25 日には御猟場規則より「兎狩ハ御親猟ノ節ニ限ルモノトス」とする文言が削除され、同月 27 日には米田虎雄らによる兎狩りが実施された。これは行幸がないために禁猟とされていた兎が繁殖過多となり、地元から農業被害を訴える報告に対応するための措置であった⁷。

御猟場日記の明治 33 年（1900）6 月 27 日条には「内匠寮ヨリ当地ニ建置候御野立材料置場焼却候様達ニ付受書差出」とあり、明治 17 年（1884）の行幸時につくられた仮小屋の部材とその置場の焼却が指示されている。これらは行幸時に再利用することを見込んで現地保管されていたものと思われ、部材の処分は、この後に行幸の実施が難しい見通しであったことを示している。

以上、概観した通り、連光寺村御猟場は、御猟場指定以前の行幸実施時期から御猟場設置後約 5 年間、明治天皇による利用を前提とした明治天皇の遊猟場（「聖上御遊猟場」）としての性格を有していた。

2. 大正天皇の養育の場・皇族による鮎漁見学の場として

明治天皇の利用を前提としていた時期が終わると、連光寺村御猟場は嘉仁親王（大正天皇）の養育の場、皇族による鮎漁見学の場、侍従による御用鮎漁の場としての役割を果たすようになる。皇族による鮎漁見学、侍従による御用鮎漁は御猟場日記が残る範囲で継続されてゆくため、次節で述べることとし、本節では嘉仁親王の養育の場としての利用について述べる。

嘉仁親王による連光寺村御猟場の利用は、明治 20 年（1887）8 月 21 日の鮎漁見学が最初で、その後は同年 10 月 17 日は栗・茸狩り、明治 21 年（1888）は地理見学のための御成があった。明治天皇の行幸と同様、計画はされたが実施されなかった御成もあった。御猟場日記には明治 22 年（1889）10 月 17 日条に「明宮殿下当地江御成山中御運動被為在旨」とあり、御成の準備が進められたが、同月 19 日条には夕方に中止となった旨が伝えられたとある。中止とはなったものの、嘉仁親王の御成は 3 年連続で予定されていたことになる。

他の皇族や立太子後の嘉仁親王が鮎漁見学を目的として訪れたのに対し、立太子以前の嘉仁親王の御成は「栗・茸狩り」・「地理見学」・「山中御運動」など、養育が目的とされている点が特徴的である。

嘉仁親王の養育の場として連光寺村御猟場が利用されたのは、この時期の明宮御用掛に、連光寺村御猟場設置時の宮内卿であり連光寺行幸にも供奉した徳大寺実則がいたこと、明治 14 年（1881）2 月の明治天皇行幸以来、侍従として供奉や鮎漁御用で連光寺を訪れていた高辻修長が教育担当として在籍していたことが影響している。担当官らが既知であ

り、現地職員や御休所も存在する連光寺村御猟場は、御成の実施が容易で、養育に適した場と考えられたものと思われる。

明治 25 年（1892）以降の皇族による連光寺村御猟場の利用は、いずれも鮎漁を目的としたものである。嘉仁親王以外では、閑院宮載仁親王が最多で、明治 26 年（1893）・同 32 年（1899）・同 36 年（1903）・同 39 年（1906）の計 4 度、鮎漁の見学に訪れた。皇族による鮎漁見学は、御猟場日記が存在しない明治 42 年（1909）には皇太子嘉仁親王、同 43 年には泰宮内親王、大正 2 年には裕仁親王が訪れている。明治・大正期、多摩川での鮎漁見学は、東京近郊で行うことのできる皇族の夏の行楽として定着していた。

鮎漁見学を目的としたものが実施されている一方、狩猟を目的とした連光寺村御猟場への行啓・御成は全指定期間を通じて行われていない。他の御猟場の利用に目を向けると、明治 24 年（1891）4 月 10 日に習志野原御猟場で皇太子嘉仁親王による兎狩、同 11 日にも学習院生徒を勢子とした兎狩が実施されている⁸。この時期、皇太子嘉仁親王による狩猟は、濱離宮・新宿御苑での鴨猟、江戸川筋御猟場での雁猟が行われている⁹。

連光寺村御猟場で皇太子嘉仁親王による狩猟が実施されなかったのは、狩猟が他の御猟場で実施可能なのに対し、鮎漁が実施可能な御猟場は東京近郊に連光寺村御猟場が唯一だったためであろう。明治天皇の遊猟場として設置された連光寺村御猟場であるが、指定期間を通観すれば、最大の特徴は東京近郊で鮎漁が実施可能な唯一の御猟場であったことだと言えよう。

3. 皇室・宮内省の鮎漁場として

連光寺村御猟場における鮎漁の位置付けについては、後載の「連光寺村御猟場における鮎漁の位置」に詳しいため、ここでは概要を述べるに留める。

連光寺村御猟場の特徴を鮎漁が実施可能であった点と先述したが、この特徴は、皇族の利用事例に限らず、侍従らによる御用鮎漁などが度々実施されたことによって、利用回数にも現れている（表 2 参照）。御猟場日記に記された鮎漁の回数は 73 回（この内、12 回は行啓・御成時の実施）で、兎狩は 8 回、鳥猟は 28 回であるから突出している。

鮎漁実施の年間最多回数は明治 22 年（1889）の 8 回で、以下、同 24 年（1891）の 6 回、同 19 年（1886）・同 26 年（1893）の 5 回と続く。年間の実施回数は時代が下るにつれて減少傾向にあるものの、明治 27 年（1904）・同 30 年（1907）を除いて毎年実施され

ており、鮎漁場としての性格は、御猟場の指定期間を一貫したものと言える。

多くは侍従らによる御用鮎漁であったが、明治 21 年（1888）9 月 16 日の鮎漁は宮内大臣土方久元や宮内省顧問官オットマール・フォン・モール（Ottmar van Mohl）ら、明治 29 年（1906）8 月 2 日は宮内大臣以下、主猟局長や爵位局長・宮内次官らによっても実施されている。

漁は主に鵜・羽子（芻）網・投網などで行われ、御猟場日記中に漁獲数が記されているもののうち、最も多い 1 日の漁獲数は明治 41 年（1908）の 9080 尾であった。漁獲された鮎は東京（皇居）へ送られた。連光寺村では、明治 20 年（1887）には前年に設けられた製氷場で生産された氷の販売が開始された¹⁰。この製氷場は関東大震災の被害により廃業となるまで、継続していた。多摩川沿いでは比較的早期に開業した製氷場であるから、連光寺村周辺は東京に持ち帰るための鮎漁場として、周辺に比べて整った環境を有していたと言える。こうした環境が、御猟場指定期間を一貫する鮎漁場としての機能・性格を支えていた。

また御猟場の機能ではないが、明治 21 年（1888）から明治 41 年（1908）の「富澤家日記」には、明治 21 年 6 月に万里小路通房が行った鮎漁をはじめとし、御猟場日記に記されている公用の鮎漁とは別に、政府高官や多摩村外部の著名人による私用鮎漁が 20 件記録されている。多摩川での鮎漁が夏の行楽の 1 つとなり、連光寺付近は御猟場の職務を通じて関係があった宮内省関係者・華族らがしばしば訪れる場所となっていたのである。

4. 皇室・宮内省の狩猟場として

御猟場指定以前を含め、連光寺村御猟場区域での鳥獣猟獲数を一覧にしたものが表 3 である。鮎漁と同様に、鳥猟は指定期間を通じて常に行われており、侍従や御猟場担当官による御用鳥猟の場としての性格は、指定期間を通じて一貫していたと言えよう。ただし、鮎漁と異なり、鳥猟は連光寺村御猟場に限らず江戸川筋御猟場などでも実施されているため、連光寺村御猟場での鳥猟に何らかの特徴があるか否か、またいかなる意味を有したのかについては、実施頻度や狩猟対象・実施者などについて、他御猟場や宮内庁宮内公文書館等に残る関連文書を検討する必要がある、今後の課題である。

明治 23 年（1890）まで「御親猟ノ節ニ限ル」と制限されていた兎狩りは、制限規定の削除も猟獲されていない年が多い。明治 23 年（1890）・同 26 年（1893）には大規模な兎

狩りが実施されている。これらはいずれも繁殖過多となり農業被害を及ぼす兎を駆除する目的で行われた狩りである。

明治 26 年（1893）の駆除実施は、前年に農業被害などを理由とする地元住民の反対によって稲城・柿生村分の御猟場指定解除となったことで、多摩村でも指定解除を申し出た区域が出たためである。兎狩りの実施直前、神奈川県書記官田沼健は、当時、御猟場を管轄していた宮内省主猟局長山口正定に宛て、指定解除が申し出された理由を「数年来御猟ノ無之ガ為、雉・兎大ニ繁殖ヲ来シ、作毛苗木ノ類被害不少」と述べ、稲城・柿生村の指定解除は「御親猟モ無之ニ付御猟場ハ只名称アルニ過キサル」ためであるとして、御親猟の実施を要望した。しかし、回答は明治天皇は「御政務御多事」、皇太子嘉仁親王は「旧臘御不例」のため養生中であるとして、主猟官による兎狩りを実施するというものであった。この結果、行われたのが明治 26 年（1893）の兎狩りである。以降、連光寺村御猟場での兎狩りは、農業被害対策としての駆除の性格が強いものであったと考えられる。

前述の通り、鳥猟は鮎漁と同じく、多くの年で実施されていたが、それでも雉子・山鳥は繁殖過多となり、農業被害が生じていた。被害状況は時代が下るにつれて悪化の傾向にあった。猟獲数の多かった明治 34 年（1899）前後の監守・見回の巡視結果に基づく場内の生息予想数は、明治 33 年（1900）1 月 17 日調で雉子 170 羽・山鳥 30 羽であったが、同年 12 月には雉子 675 羽・山鳥 155 羽、となっていた¹¹。この状況を監守は「雉子ノ義ハ著シク繁殖ノ景状有之候」（明治 33 年 11 月 15 日、小金監守）・「兎・雉子・山鳥等は益々繁殖仕、山間之田畑等ニ遊歩セルヲ屡見認候」（同前 11 月 16 日、市川監守）と監守長富澤に報告している¹²。明治 34 年に鳥猟が多かったのは、増えすぎた鳥類を減らし、農業被害を防ぐの意味合いが強かったものと思われる。

また、明治 39 年（1906）5 月 12 日の御猟場日記には「米田主猟官・岡崎主猟官、当御猟場有害鳥獣駆除トシテ御出張有之趣本局ヨリ達書来」と記されている。この「達書」にあたる文書を確認すると、その目的は「有害鳥駆除」とあり¹³、「有害鳥獣」か「有害鳥」かの異同はあるが、「駆除」が目的であると明記されている。同月 20～22 日の御猟場日記を見ると、猟獲されたのは「雉子」・「山鳥」である。本来、御猟場における「有害鳥獣」とは狩猟対象となる鳥獣（兎・雉子・山鳥など）の繁殖を妨げる貂や鼬などのことであったが、ここでは殖えすぎたため農業被害を深刻化させていた雉子や山鳥のことを指している。

この駆除実施の背景には、翌年に明治 25 年（1892）に結ばれた 15 ヶ年指定の満期を控

える時期であったことが指摘できる¹⁴。指定更新前に農業被害を減らし、地域内の不満を軽減しようとする意図があったのであろう。殖えすぎた雉子・山鳥は地域の農業にとって、そして御猟場の存続にとって有害だったのである。これ以降も、狩猟実施を通達する際に目的を「駆除」と記された例は多く、明治 44 年（1911）5 月の狩猟では雉子・山鳥だけでなく、兎も駆除対象とされた（前掲「主猟局令達綴」）。

また、明治 33 年（1900）12 月には、川村伯（川村純義カ）・樺山伯（樺山資紀カ）による鳥猟・兎猟も行われている。こうした利用事例の存在は、明治天皇の狩猟場という性格から、華族らも利用する皇室・宮内省の狩猟場へと変った連光寺村御猟場の性格を明示している。

おわりに

連光寺村御猟場の性格について、天皇・皇族による利用の面からは、設置当時は明治天皇の遊猟場という性格を基本に、皇族による鮎漁見学が実施される行楽の場であったと指摘できる。しかし、この内、天皇の遊猟場としての性格は明治 20 年（1887）頃から明治天皇が「政務多事」となったことで失われることとなった。

明治天皇に代わり、連光寺村御猟場の主な利用者となったのは嘉仁親王であった。嘉仁親王が連光寺村御猟場を訪れる際の目的は、明治 20 年（1887）から明治 22 年（1889）までは栗実・茸狩り・地理見学・運動であり、同御猟場は嘉仁親王の養育場として利用されていた。明治 25 年（1892）からは鮎漁見学での利用となり、以降、皇族が連光寺村御猟場を訪れた際の目的は全て鮎漁見学であった。明治 20 年代半ばに、東京近郊に存在していた習志野原・江戸川筋御猟場や鴨場では、皇太子嘉仁親王による狩猟が実施されていたことを踏まえると、連光寺村御猟場は、東京近郊で唯一、鮎漁が実施可能な御猟場として鮎漁場と位置付けられていたものと思われる。

天皇・皇族以外の利用状況からは、皇居に最も近い鮎猟場として、侍従らによる御用鮎漁の場という機能が設置当初から少なくとも御猟場日記の最終巻（明治 41 年）までの間、一貫していたことを確認することができた。

一方、御猟場担当官による鳥猟の場としては、明治 20 年代後半からは農業被害を軽減する「駆除」の性格が強い鳥猟が実施されるようになったことがあきらかとなったが、それ以前に皇室・宮内省による鳥猟がどのような意味合いを持ったのか、連光寺村御猟場に

おける鳥猟の特徴の有無や意味については、不明な点が残ることとなった。近代の日本における遊猟文化といった文化史の視点からのアプローチ、また他御猟場との比較など、広い視点からの検討が必要であろう。連光寺村御猟場日記の通覧によって得られた知見を踏まえ、今後の課題として取り組んで行きたい。

表 1：連光寺村御猟場日記一覧

No.	年	表題	作成者表記	墨付頁数
1	明治 17 年	御猟場日記簿	取締事務所	86
2	明治 18 年	御猟場日記簿	事務所	81
3	明治 19 年	御猟場日記	事務所	78
4	明治 20 年	御猟場日記	事務所	53
5	明治 21 年	連光寺村御猟場日記	事務所	50
6	明治 22 年	御猟場用日記簿	主猟局監守長	49
7	明治 23 年	連光寺村御猟場日記	事務所	44
8	明治 24 年	連光寺村御猟場誌	事務所	50
9	明治 25 年	御猟場日記簿	事務所	50
10	明治 26 年	御猟場日記簿	監守長富澤	45
11	明治 27 年	御猟場日記	事務所	37
12	明治 28 年	御猟場日記簿	事務所	35
13	明治 29 年	御猟場日記	事務所	36
14	明治 30 年	御猟場日記簿	事務所	38
15	明治 31 年	御猟場日記	監守長	36
16	明治 32 年	御猟場日記	事務所	40
17	明治 33 年	御猟場日記	事務所	44
18	明治 34 年	御猟場日記	主猟局監守長	42
19	明治 35 年	御猟場日誌	主猟局監守長	41
20	明治 36 年	御猟場日記	主猟局監守長	38
21	明治 37 年	御猟場日記	主猟局監守長	35
22	明治 39 年	御猟場日誌	守猟局監守長	41
23	明治 40 年	御猟場用日記	監守長事務所	40
24	明治 41 年	御猟場日誌	—	35

表2：連光寺村御猟場の利用（各年「御猟場日記」より作成）

No.	年	兎狩	鳥猟	鮎漁	その他	備考
1	明治17年	1	2	4	0	兎狩は明治天皇行幸
2	明治18年	0	3	4	1	鮎漁の内1は昭憲皇后行啓
3	明治19年	0	1	5	0	
4	明治20年	0	1	6	1	鮎漁の内1は英照皇太后行啓、1回は嘉仁親王御成 その他は嘉仁親王御成時の栗実・茸狩り
5	明治21年	0	1	4	1	その他は嘉仁親王御成時の地理見学
6	明治22年	0	1	8	0	
7	明治23年	1	0	2	0	
8	明治24年	0	1	6	0	
9	明治25年	0	1	3	0	鮎漁の内1は嘉仁親王（皇太子）行啓
10	明治26年	1	0	7	0	鮎漁の内1は嘉仁親王（皇太子）行啓、1は閑院宮載仁親王御成
11	明治27年	0	0	0	0	
12	明治28年	0	1	4	0	
13	明治29年	0	3	1	0	
14	明治30年	0	0	0	0	
15	明治31年	0	1	1	0	
16	明治32年	0	1	3	0	鮎漁の内1は閑院宮載仁親王御成
17	明治33年	1	1	5	0	鮎漁の内1は嘉仁親王（皇太子）行啓
18	明治34年	1(1)	4(1)	2	0	()内は兎狩・鳥猟の同時実施
19	明治35年	0	0	1	0	
20	明治36年	1(1)	1(1)	2	0	鮎漁の内1は閑院宮載仁親王御成、()内は兎狩・鳥猟の同時実施
21	明治37年	0	1	1	0	
22	明治38年	—	—	—	—	
23	明治39年	1	1	2	0	鮎漁の内1は閑院宮載仁親王御成
24	明治40年	1(1)	2(1)	1	0	鮎漁の内1は嘉仁親王（皇太子）行啓、()内は兎狩・鳥猟の同時実施
25	明治41年	0	1	1	0	鮎漁の内1は嘉仁親王（皇太子）行啓

表3：連光寺村御猟場での鳥獣猟獲数

年	兎	雉子	貉	山鳥	その他	その他内訳・備考
明治14年	11	0	0	0		
明治15年	31	1	2	0		
明治16年	6	1	5	1		
明治17年	51	34	6	27	1	
明治18年	0	46	0	27	3	鴛鴦1、軽鴨1、五位鷺1
明治19年	0	28	0	19	0	
明治20年	0	37	0	25	0	
明治21年	0	32	0	23	0	
明治22年	0	26	0	39	0	
明治23年	131	1	0	3	0	
明治24年	0	61	0	30	0	
明治25年	0	40	0	17	0	
明治26年	40	1	0	0	0	
明治27年	0	0	0	0	0	
明治28年	0	15	0	12	0	
明治29年	0	33	0	10	8	鴨6、雑鳥2
明治30年	0	0	0	0	0	
明治31年	0	14	0	1	27	鴨3、五位鷺1、雑鳥23
明治32年	不明	不明	不明	不明	不明	鳥獣実施あり、猟獲数不明
明治33年	2	0	0	0	16	五位鷺1、鶉15
明治34年	4	90	0	9	116	五位鷺1、鶉45、山鴨3、雑鳥66
明治35年	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
明治36年	4	26	0	7	57	五位鷺4、雑鳥53
明治37年	4	29	0	8	43	五位鷺6、雑鳥37
明治38年	—	—	—	—	—	
明治39年	14	33	0	15	6	雑鳥6
明治40年	1	49	0	7	46	鴛鴦1、雑鳥45
明治41年	0	34	0	10	0	
明治42年	0	17	0	9	0	
明治43年	0	28	0	3	0	
明治44年	1	27	0	5	1	鴨1
明治45年	7	80	0	3	18	鴛鴦5、鶉3、鳩1、雑鳥8、軽鴨1
大正2年	2	54	0	4	32	鴛鴦5、鳩14、鶉1、千鳥2、鶉1、雑鳥9
大正3年	3	64	0	0	28	鶉1、鳩16、雑鳥11
大正4年	0	41	0	1	30	鴛鴦2、鶉1、鳩21、雑鳥6
大正5年	0	11	0	0	12	鴛鴦7、鳩5
大正6年	0	6	0	0	9	鴛鴦2、鶉2、鳩5

「御猟場日記」・「御猟場内鳥獣捕獲表」（富澤家文書）より作成
 ※明治31年は「御猟場日記」に狩猟実施の記録がないが、「御猟場内鳥獣捕獲表」に猟獲数の記載がある。明治32年の誤記とも思われるが、表には史料上の記載の通り掲載した。

(2) 連光寺村御猟場における鮎漁の位置

1. はじめに

大正6年6月の連光寺村御猟場廃止の理由について、従来の研究・解説は、主に2つの面から説明をしている。

1つは、地域側の事情から連光寺村御猟場廃止の理由を説明しようとするものである¹⁵。連光寺村御猟場は設置から廃止までの間に、明治25年(1892)と明治40年(1907)の2回、御猟場指定更新の機会があったが、そのいずれの機会においても、一部の住民から指定解除の請願があった(25年については、実際に稲城村・柿生村の御猟場区域が指定を解除されている)。この御猟場指定に対する住民達の反発が、連光寺御猟場廃止の遠因となっていた、とする見解である。

もう1つは、宮内省主猟寮の方針の変更、それに起因する御猟場自体の位置づけの変化、という観点から、連光寺村御猟場の廃止を説明しようとするものである¹⁶。明治14年(1881)4月の習志野原御猟場の設置以来、新設や区域の拡大を重ねてきた御猟場の維持費は年々拡大し、大正期に入る頃になるとその整理縮小の必要性が宮内省主猟寮内で議論されるようになる。そうした中、主猟寮が一部の御猟場を「皇室の御猟場」から「外賓接待の御猟場(鴨場)」へと位置づけ直した結果、その選から漏れた連光寺村御猟場は廃止となった — 大要以上のような見解である。

以上の2つの見解が、いずれも連光寺村御猟場廃止の一因となっていたことは疑い得ない。しかし、もう少し連光寺村御猟場の利用実態に即した検討も必要であるように思われる。清水裕介は、本資料集の底本である「御猟場日記」を基に明治17年(1884)～明治41年(1908)の29年間(ただし、38年は欠本につき不詳)の連光寺村御猟場の利用実態について分析し、兎狩が計8回、鳥猟(鳥獣猟)が計29回、鮎漁が計73回であったことをあきらかにした上で、連光寺村御猟場の特色を鮎漁が実施可能であった点に求めている¹⁷。とすれば、連光寺村御猟場廃止の要因についても、天皇・皇族・宮内省関係者による鮎漁の実態との関連から議論する必要があるであろう。以下に検討していきたい。

2. 連光寺村御猟場規則と鮎漁

明治16年(1883)9月、宮内省庶務課で「連光寺村御猟場規則」が定められた¹⁸。規則には、御猟場への出猟回数の制限や天皇以外の者の出猟に関する規定、兎狩・鳥猟に関する規定が記されている一方で、鮎漁に関する記述はない。

右の御猟場規則は、同 18 年 11 月に全面改正された。18 年版御猟場規則にある御猟場の利用に関する条項は、次の通りである¹⁹。

第四条 御猟場内ハ特命ニ非サレハ出猟スルヲ得サルモノトス

但 兎狩ハ御親猟ノ節ニ限ルモノトス²⁰

第五条 遊猟者ニハ一人一枚ヲ限り鳥獸猟証札及ヒ心得書ヲ相渡スモノトス、尤証札ヲ他人へ貸与スルヲ禁ス

第九条 特命遊猟者ノ出張スルトキハ御猟場掛員出張シ規則ニ照シ諸事不都合ナキ様注意スルモノトス

但 本条ノ場合ニ於テハ監守長及ヒ其出猟地ニ係ル監守ハ 随行スルモノトス

16 年版御猟場規則との相違として、まず「特命遊猟者」に許される狩猟が「鳥猟」から「鳥獸猟」に変更されていることが指摘できる。明治 17 年 2 月に米田虎雄侍従長が御猟場内で「鳥猟」を行った際に狸 2 匹を仕留めていることを踏まえると、この変更は狩猟の実態にあわせたものであろう。問題は、16 年版御猟場規則制定が定められた翌年の明治 17 年に計 4 回の鮎漁が実施されているにもかかわらず、この 18 年版御猟場規則にも鮎漁についての記載がないことである。

その理由は、2 つ考えられる。1 つ目は、多摩川で漁業を営む者への配慮である。後年の史料であるが、明治 36 年（1903）に多摩村（明治 22 年（1889）に連光寺村・関戸村・貝取村・乞田村・落合村・和田村・東寺方村・一ノ宮村の 8 ヶ村と落川村・百草村飛び地が合併して誕生）漁業組合が設立された際に東京府に提出された組合設置認可願には、同時期に多摩村内に居住していた漁業者計 82 名の名前が記されている（この中には富澤政賢も含まれている）²¹。明治 21 年（1888）7 月に富澤政恕が狩猟局宛で出した「多摩川鮎景況報告」の中に「前月以来在方農事多忙之際ニ付各村漁者休業中故魚質穩ニ相成候」との記載があることから²²、この地域の漁業者の多くは農業との兼業者であったと推測されるが、いずれにせよ、規則中に鮎漁のことが明記されれば、連光寺村御猟場内で鳥獸猟が禁止されたのと同様、漁業についても禁止になることは避けられない。そうなれば、生業を失い生活に支障が出る者も少なからず出てくるであろう。鮎漁に関する記載がなければ、漁が禁止されるのは皇族ないし宮内省関係者が御用として鮎漁に来ている期間だけとなる²³。こうした点を考慮し、規則中に鮎に関する規定を外したのだと想像される。

2 つ目は、鮎漁が連光寺村御猟場の区域内では完結しないものだったからである。河川で漁を行う以上、その際の規制は御猟場を構成する村落以外も対象とせざるを得ない。また、宮内省関係者が鮎漁のため連光寺村御猟場を訪れる際、御猟場の区域を越えて漁が行われることがしばしばあった。たとえば、17 年 10 月に堀河康隆侍従らが鮎漁のためこの地域を訪れた際の漁の範囲

は「四ツ谷村辺ヨリ是政村辺マテ」であったし²⁴、18年9月10日から12日にかけて侍従の東園基愛らが実施した鮎漁は、「御猟場日記」に「昨十日日野宿辺ヨリ築地・中神・大神川筋ヲ経テ拝島村泊り、本日玉川筋ヲ下り午後六時（富澤家へ・筆者注）着」とあるように、連光寺村御猟場からはかなり離れた上流域で行われている²⁵。御猟場の範囲を越えて行われる鮎漁を、御猟場の規則で規定することはできない。そう考えられたがゆえに、鮎漁に関する事項は規則中には明記されなかったのであろう。

話を御猟場規則の問題に戻そう。16年版と18年版の2つの御猟場規則の相違として次に注目されるのは、16年版の第2条「本場出猟ハ四回ヲ限リトス、猟期ハ十月ヨリ四月中ヲ限ル」という利用上限と猟期に関する規定が、18年版ではなくなっている点である。同時期に改正された習志野原・江戸川筋の2つの御猟場の規則には猟期が定められていることを考えると²⁶、この18年版御猟場規則の特異性は際立っている。なぜ連光寺村御猟場では猟期に関する規定が削除されたのであろうか。

その点を繙く鍵となるのは、やはり鮎漁の問題であろう。ここで、明治17年の御猟場利用の回数を改めて見てみると、兎狩と鳥猟の実施回数は合計で3回であったが、鮎漁が4回実施されたため、制定早々に4回という上限は破られていた。また、同年の鮎漁実施時期に目を向けてみると、7月・8月・10月に実施されており、こちらも10月～翌年4月という猟期が、規則制定直後の年であるにもかかわらず無視されていた（この年は5月に鳥猟も実施されている）。そして、この4回以上の利用と5月～9月の鮎漁実施という形は、18年版御猟場規則制定後も継続されている。鮎漁の実態と齟齬を来すがゆえに、利用上限と回数に関する規定を削除した、そのように考えるべきであろう。

この18年版連光寺村御猟場規則では利用上限と回数に関する規定が削除されているという事実と、先に見た、規則中に鮎漁の規定が存在しないという事実は、結果として、連光寺村御猟場での鮎漁（より正確に言えば、連光寺村御猟場を含めた多摩川流域での鮎漁）をフレキシブルに行うことを可能とさせた。そのことを象徴的に示す点として、明治21年以降、皇族・華族・官僚らによる私的な鮎漁がこの地域で行われるようになった、という事実を指摘しておきたい。清水裕介は、富澤政恕・政賢親子の私用日記「富澤家日記」の中に、「御猟場日記」には記載されていない鮎漁に関する記述が計20件（明治21年～25年（うち23～25年は各2件）、28年、30年（2件）、33年、35年、36年（3件）、37年（2件）、39年、40年）見られることを指摘している²⁷。こうした私的な利用もあって、明治10年代後半～20年代の連光寺村御猟場は、さながら鮎漁のための御猟場であるかのような様相を呈したのである。

3. 鮎漁と御猟場職員・漁業人

鮎漁がどのような経緯を経て行われるのかは、「御猟場日記」の記載に詳しい。その大まかな流れを示せば、まず、宮内省の側から鮎の生育状況などについて照会があると、御猟場職員達は調査の上、「鮎漁景況御届」などのタイトルの報告書を監守長名義で宮内省側に送付する。宮内省側は、その景況報告を踏まえ、鮎漁を実施するかどうかを判断する、というものである。

明治10年代から20年代前半にかけての景況報告には「漁夫」「漁業人」といった文言が頻繁に出てくることから、漁に関する情報は地域の漁業者から得ていたものと想像される²⁸。これらの漁業者は、単なる情報提供者に留まらず、その一部は御用鮎漁の際に雇われて鵜漁や羽子網漁を担った。

漁業者からの情報収集や漁実施にあたっての雇用交渉といったものは、侍従や千代田の宮内省職員たちでは到底行い得ないものであり、彼らに代わりその役割を担ったのが監守長・監守・見回といった御猟場職員たちであった²⁹。鮎漁が御猟場の区域外で行われる場合でもその実施に当たっては必ず御猟場職員が介在していたのは、右の理由によるものであろう³⁰。ゆえに、鮎漁が実際に行われている場所がどこであれ、事務処理上は連光寺村御猟場での鮎漁として処理されたのである。

4. 長良川筋御猟場の設置

連光寺村御猟場は、明治14年の習志野原御猟場に次いで設置された御猟場であった。その後、江戸川筋御猟場（明治16年5月）、仙波湖御猟場（明治16年6月）、日光御猟場（明治15年4月認可であるが、始動は17年頃より）、鬼怒川筋御猟場（明治21年9月）、愛宕郡御猟場（明治22年5月設置）と設置されていくが³¹、上記の中で鮎漁が可能であったのは連光寺村御猟場だけであった。

そうした中、明治23年（1890）12月、岐阜県下に長良川筋御猟場が設置される。この御猟場が既存の御猟場と異なっていたのは、鮎漁（鵜飼）に特化した御猟場であったことである。岐阜県は同年二月に宮内省へ提出した文書の中で、まず神武天皇以来の皇親や鎌倉・室町・江戸の三幕府への長良川鮎の献上についての由緒を述べ、次に明治11年（1879）10月、13年（1880）6月の明治天皇岐阜行幸の際にも献上を行ったことを強調する。その上で、江戸時代においては鮎にして江戸まで送るしかなかった長良川の鮎が、明治維新後の鉄道敷設により生のまま宮城まで届けることが可能になった、と主張する。御猟場は天皇や皇族の狩りの場としての機能のほか、

天皇が食するものを採取する場としての機能も有しており、この岐阜県の主張はそのことを踏まえてのものであった。

とはいえ、最初に示した連光寺村御猟場の利用状況を再び確認してみると、鮎漁のために同所が利用される頻度は、長良川筋御猟場が設置された翌年の明治 24 年（1891）以降も特に変化していない。いかに鉄道網が伸びたとはいえ、多摩川と長良川では東京都市部からの（への）アクセスの面で大きな差があったから、長良川筋御猟場の設置それ自体が鮎漁の場としての連光寺村御猟場の存在意義を減退させることはなかったのである。

5. 鮎漁禁猟期の設定

ところが、明治 30 年代に入ると、連光寺村御猟場での鮎漁を取り巻く環境に変化が生じはじめる。

明治 33 年（1900）6 月、東京府令第 64 号が出され、1 月 1 日～4 月 30 日、9 月 15 日～10 月 31 日の期間が多摩川鮎の禁漁期に定められた³²。これは、「府下多摩川流域ニ於ケル鮎魚ハ年々減耗ノ傾向アル」状況を受け、漁業組合ごとに禁漁期を定めるという従来の方針を改め、行政レベルで統制に着手した結果出されたものであった³³。

右の禁漁期は、明治 35 年（1902）12 月の東京府漁業取締規則の制定により、その期間が 1 月 1 日～5 月 31 日、10 月 15 日～11 月 15 日へと再変更される³⁴。禁漁期が定められた以上は、皇室や宮内省関係者の鮎漁といえども、それに従わなければならない。この結果、それまで 5 月～10 月の間に行うのが慣例であった連光寺村御猟場での鮎漁は、漁の期間を 1 か月半あまり狭めて行わなければならなくなったのである。

6. 御猟場規則の制定

しかし、連光寺村御猟場での鮎漁実施により重大な影響を与えたのは、明治 38 年（1905）11 月の「御猟場規則」の制定であっただろう。先に 16 年版・18 年版の「連光寺村御猟場規則」の内容について検討したが、その名称に端的に示されているように、従来御猟場に関する規則は、御猟場ごとに個別に制定されていた。38 年の御猟場規則は、その方針を改め、全国の御猟場に共通の規則を設定したものであった。

その内容は、どのようなものであったか。関連条項を確認していこう³⁵。

第二条 各御猟場ニ於ケル主要ノ鳥獸魚類及有害動物ノ種類並ニ各御猟場内ノ区分ハ主猟局

長之ヲ定ム

第三条 御獵場ニ於テ狩獵又ハ漁獵スル者ハ左ノ者ニ限ル

- 一、主獵局官吏及其ノ助手
- 二、勅許セラレタル者

第四条 狩獵又ハ漁獵スル者ハ明治三十六年十一月制定ノ狩獵徽章ヲ佩用スヘシ

第五条 狩獵又ハ漁獵スル者ハ総テ主獵局長ノ指示ヲ受クヘシ

出獵中主獵局長在ラサルトキハ特ニ主獵局長ノ指名シタル者之ニ代ル

第九条 本則ニ定ムル外御獵場ニ關スル必要ノ規則ハ主獵局長之ヲ定ム

獵に関する規定に「狩獵」と「漁獵」が併記して記され、またその実施については宮内省主獵局の長である主獵局長に強い権限が付与されている。統一的な御獵場規則がこの時期に制定されたのには、「御獵場規則之義ハ従来各御獵場新設之都度伺定候得共、日光御獵場ニハ一定之規則無之、又天城、三方、愛鷹山ノ各御獵場モ規則無之」ため、その欠を補うためにも統一的な規則を制定し、御獵場ごとに必要な規定については細則で補うという方針がこの時期に主獵局の中で立てられたことが関係している³⁶。

では、なぜ「狩獵」と「漁獵」が併記されることとなったのか。それは、長良川筋御獵場にも規則を対応させようとしたためであった。実は、この統一的御獵場規則の制定が検討されはじめた初期の段階では、鮎漁に特化した御獵場である長良川筋御獵場については別途規則を立てる方針であった。それが、具体的な経緯は不明であるが、最終的には長良川筋御獵場についても同じ規則で対応することとなり、そのために「漁獵」が併記されたのである³⁷。

7. 多摩川下流域での御用鮎漁の実施

以上の経緯からもわかるように、明治 38 年御獵場規則に「狩獵」と「漁獵」が併記されたのは、連光寺村御獵場での鮎漁実施を念頭においた結果ではなかった。御獵場規則第 2 条に基づき、翌 39 年 12 月に「各御獵場内ノ区分、主要ノ鳥獸魚類并有害動物及御獵場狩獵者心得等」が定められた際、連光寺村御獵場の主要鳥獸魚類に鮎が含まれていなかったということからも³⁸、そのことはあきらかである。38 年御獵場規則と同時に制定された「御獵場職員職務章程」を見てみると、その第 1 条に「各御獵場ニ監守長壱名、各区ニ監守・見回又ハ鵜匠・小頭鵜匠若干名ヲ置キ主要ノ鳥獸及魚類ノ繁殖保護ニ従事セシム」とある³⁹。監守・見回に対応する職として鵜匠・小頭鵜匠が置かれているのであり、この鵜匠・小頭鵜匠が置かれる御獵場が魚類の獵場として位置づけられていたのであろう。

しかし、連光寺村御猟場の主要鳥獣魚類の中に鮎が含まれていないからといって、では御猟場規則の「魚猟」に関する規定が連光寺村御猟場には適用されないのかということ、もちろんそうではない。この 38 年御猟場規則が制定されて以降、皇族や宮内省関係者による連光寺村御猟場での鮎漁の実施は、その数を顕著に減らしていく。宮内省内の業務との兼ね合いももちろんあったであろうが、規則中に「魚猟」に関する規定が設けられたことで、従来のように柔軟な形で鮎漁を行うことが困難となったのであろう。連光寺村御猟場の存在によって円滑かつ柔軟に実施できていたこの地域での鮎漁が、御猟場の存在によってかえって実施が難しくなるという逆転現象が生じるに至ったのである。

そのような中で、明治 45 年（1912）6 月、新たな展開が起きる。侍従らによる多摩川下流域での鮎漁実施が決定したのである⁴⁰。

今般侍従日野西資博外七名神奈川県下高津村大字二子ニ於テ鮎漁被仰付候条、此段及通牒候也

明治四十五年六月十七日

侍従長公爵 徳大寺実則

主猟頭男爵 米田虎雄殿

高津村は当時神奈川県橋樹郡に所在した村、二子は現在の東急田園都市線二子玉川駅の対岸、多摩村からは下流へ 20 キロ程進んだところにある場所である。多摩川下流域での鮎漁が決定されたのは 6 月段階での鮎の溯上状況との兼ね合いであろうが⁴¹、問題は、この地域およびその周辺には、御猟場が存在していないことである。すなわち、意図的であったのかどうかは別として、この高津村字二子での鮎漁実施は、明治 10 年代に開始された御猟場制度自体を否定する側面を持つものであったのである。

8. 連光寺村御猟場の廃止と鮎漁の継続実施

既に見てきたように、連光寺村御猟場での鮎漁においても、実際には御猟場の区域外で漁が行われることがしばしばあった。しかし、これもまた先にも述べたように、宮内省からの連絡や地元での対応はすべて監守長である富澤政恕・政賢親子をはじめとする御猟場職員が担っていたため、鮎漁が御猟場の区域内で行われているかどうかにかかわらず、事務処理上は連光寺村御猟場での鮎漁として処理されていたのである。

その皇室関係の公用の猟は御猟場内で行うという明治 10 年代からのルールが、二子での鮎漁実施により崩された。いかなる経緯でこの二子での鮎漁が計画されたのか、現状では不明とせざるを得ないが、御猟場以外の場で漁を行うことが御猟場制度が存続している状況下でも認められ

るのであれば、残る障害は、鮎漁実施のための準備を地域で担ってくれる人物がいるかどうか、という点だけである。この点、連光寺村御猟場の監守長であった富澤政恕・政賢親子と宮内省関係者は、長きにわたる御猟場業務や和歌での交流を通じ、公務を越えた関係を御猟場設置前後の時期より構築していた⁴²。御猟場という場がなくても、宮内省関係者が多摩村周辺で鮎漁を継続して実施するだけの素地は、十分にできていたのである。ここに、先行研究があきらかにしてきた多摩村内部での御猟場指定解除を求める動きや、宮内省主猟寮内での御猟場の位置づけの変化、という問題が加わってくれば、連光寺村御猟場を存続させる必要性が失われていくのは当然であったらう。

かくして、大正6年6月30日、連光寺村御猟場は廃止となったが、翌7年以降も宮内省側からそれまでと変わらず鮎漁実施についての照会が行われ、御猟場職員ではなくなった富澤政賢も、例年と変わらず鮎漁景況報告書を作成・提出し続けた⁴³。既にこの時期は「御猟場日記」はもちろん「富澤家日記」も作成されなくなった時期であるため、鮎漁の具体相については不明な部分が多い。しかし、御猟場廃止後も宮内省関係者による多摩村周辺での鮎漁はしばらく継続されていたことは確かであろう。

9. おわりに ー鮎漁の記憶と多摩地域の聖蹟化ー

以上、本節では鮎漁から連光寺村御猟場廃止の問題について考えてきた。その内容について、ここで特に繰り返すことはしないが、最後に、ここまで検討してきた天皇・皇室・宮内省関係者による鮎漁と、この地域の「聖蹟」化との関わりについて一言しておきたい。

昭和の時代に入る前後の頃より、官民双方から旧連光寺村御猟場およびその周辺地域を「聖蹟」化しようとする動きがはじまる。昭和5年(1930)の多摩聖蹟記念館(現・旧多摩聖蹟記念館)の開館はその動きの1つの結果であるが、同じ頃、河水の減少、工場建設のための河川開発、都会からの釣り人の増加などにより、多摩川の漁業者の間では鮎数の減少がいよいよ深刻な問題となっていた。そこで多摩川流域の漁業組合では、連合会を組織して鮎数の回復を目指すこととなったが、その基本金造成趣意書の冒頭は「多摩川カ鮎カ多摩川ニ鮎ノ棲息スルコト何千年来ノ歴史ヲ有シ江戸時代ハ勿論、畏クモ明治大帝ノ御世ニ多摩川勝地連光寺ニ御猟場ヲ設置セラレ夏季数度ニ渉リ御猟場ヨリ漁獲セル多摩川鮎ヲ殊ニ御賞賛アラセラレシト、又時ニハ全场へ御臨幸遊バサレ御自ラ鮎漁ヲナシ給ヘルコトノ屢々アリシコトヲ以テ一層其名声ヲ博スルニ至リシナド其由来寔ニ深遠ナリ」との一文からはじめられている⁴⁴。徳川将軍への献上鮎ではなく、連光寺村御猟場の設置と明治天皇による鮎漁の実施(天覧)が、多摩川鮎の重要性を示す根拠として用い

られたのである。

昭和4年から同10年頃にかけては、玉南保勝会（のち、玉南顕勝会）設立の動きが起こる⁴⁵。数度にわたり作成されたその趣意書には「先帝陛下」「今上陛下」のこの地域への行幸の歴史が強調されるが、「今上陛下」すなわち昭和天皇の連光寺村御猟場への行幸は、皇太子時代の「大正2年（1913）」の鮎漁実施時のみのことであり⁴⁶、また明治天皇4回の行幸中1回、大正天皇に至っては皇太子時代の行啓9回中実に6回が鮎漁のためにこの地を訪れたものであった。

皇室と多摩とのつながりを強調しようとする時、その根拠は連光寺村御猟場への行幸・行啓に求められ、そしてその行幸・行啓の多くは、鮎漁のために行われたものであった。その意味で鮎漁は、多摩の「聖蹟」化にも重大な役割を果たしていたのである。

Ⅲ. 結語

以上に見た通り、本研究課題では明治期における連光寺村御猟場を中心とした多摩川流域地域での天皇・皇族・宮内省関係者による鮎漁の実態を明らかにすることができた。また、昭和期におけるこの地域の聖蹟化と鮎漁との関係についても、研究助成申請時の課題設定通りとはいかなかったが、1つの道筋を立てることができた。加えて、多摩市教育委員会の協力もあって、「御猟場日記」翻刻を資料集として刊行するという、当初の想定を越えた重大な成果を生み出すこともできた。諸般の事情により展示会・シンポジウムの開催という目的が果たせなかったことが遺憾であるが、この資料集の刊行により、研究成果の地域への還元という社会的責務は一定程度果たせたと考えている。

最後に、研究を通じ新たに見えてきた課題について一言し、報告書を閉じることとしたい。本研究課題では、連光寺村御猟場を中心とした多摩川流域、という1つの「場」を基点に、近代における天皇・皇室と地域社会との接点について検討を加えてきた。その過程で、岐阜県下の長良川筋御猟場の存在がやがて多摩川での鮎漁を大きく拘束していったという事実を確認し、皇室と地域社会との関係性は、その両者の間でのやりとりだけにより成立・継続するのではなく、他の地域社会と皇室との関係性の推移に大きく規定されることがわかってきた。本研究課題を今後さらに深化させていくためには、連光寺村御猟場以外の御猟場での天皇・皇族・宮内省関係者による利用の実態をあきらかにしていくことが必須の作業となるであろう。

IV. 連光寺村御猟場の利用状況一覧表

参考として、本研究課題遂行上の基礎データである、明治 14 年から大正 6 年に至るまでの御猟場の公的利用に関する表を掲載する。「公的利用」としたのは、Ⅱ. 本論の（1）連光寺村御猟場の性格とその変遷、および（2）連光寺村御猟場における鮎漁の位置、でも触れたように、御猟場は宮内省や政府要人などによる私的な利用にも供されていたからである。本表が連光寺村御猟場の利用実態をすべて網羅したものではないことに注意されたい。

なお、本表は清水裕介の旧稿「連光寺村御猟場再考-利用実態の分析より-」（公益財団法人多摩市文化振興財団編『パルテノン多摩博物館部門研究紀要』第 12 号、2014 年）の巻末表をベースに、今回の研究課題遂行の過程で判明した情報を新たに反映させたものである。作業は清水が担当した。

大正4年※2	142				大正3年※2	141	140			139			大正2年※2	138				137			136			明治45年/大正元年※2	135				明治44年※2				
	1月26日	1月25日	1月24日	1月23日		8月7日	5月19日	5月18日	5月17日	5月15日	1月27日	1月26日		1月25日	5月6日	5月5日	5月4日	5月3日	5月2日	2月14日	2月13日	2月12日	2月3日		2月2日	2月1日	1月31日	5月24日		5月23日	5月22日	5月21日	5月20日
						東宮殿下(昭和天皇)														保科・伊東・其他	保科・伊東・其他	保科・伊東・其他	(同前)		(同前)	(同前)	清水谷・大炊御門・石山	(同前)		(同前)	(同前)	(同前)	米田・鍋島・其他
	(鳥類)	(鳥類)	(兎狩・鳥類)	(兎狩・鳥類)		鮎漁	(鳥類)	(鳥類)	(鳥類)	(鳥類)	(鳥類)	(兎狩・鳥類)		(鳥類)	(鳥類)	(鳥類)	(鳥類)	(鳥類)	(兎狩・鳥類)	(兎狩・鳥類)	(兎狩・鳥類)	(兎狩・鳥類)	(兎狩)		(兎狩)	(兎狩)	(兎狩)	(鳥類)		(鳥類)	(兎狩・鳥類)	(鳥類)	(鳥類)
雉10羽・鳩2羽	雉9羽・鳩2羽・雉鳥4羽	鳩6羽・雉鳥4羽	兎2頭・雉17羽・鶺鴒1羽	雉1頭・雉28羽・鳩6羽・雉鳥3羽	雉5羽	雉3羽・山鳥1羽	雉5羽	雉4羽・山鳥2羽	雉鳥8羽	雉鳥2羽・鶺鴒1羽・鳩2羽・千	雉鳥13羽・鶺鴒1羽・鶺鴒2羽	兎2頭・雉14羽・鶺鴒2羽	雉2羽・鳩12羽・カケス1羽	雉2羽・鳩1羽・鶺鴒1羽	雉2羽・山鳥1羽	雉10羽・山鳥1羽・鶺鴒1羽	雉子1羽	雉子3羽・山鳥1羽	雉4羽・山鳥1羽	兎3羽・雉25羽・鶺鴒3羽・鳩1羽	雉子25羽・鶺鴒3羽・鳩1羽	兎3羽・雉25羽・鶺鴒3羽・鳩1羽	兎3羽・雉2羽・鶺鴒13羽・鶺鴒2羽	兎10羽	兎7羽	兎6羽	兎20羽	雉1羽	雉10羽・山鳩1羽	兎1頭・雉7羽・鶺鴒1羽	雉6羽・山鳥1羽	雉3羽・山鳥1羽	

134	明治43年※2	133	明治42年※2	131	130	明治41年	129	128	127	明治40年	126	125	124
5月9日 (同前)	5月7日 米田・藪・細川	7月18日 東宮(大正天皇)	6月20日	6月7日 東宮(大正天皇)	5月16日 (同前)	5月12日 米田主獵頭、織田主獵官・岡崎主獵官・渡辺属・小林省丁	12月29日 (同前) 鍋島・伊達狩獵官、従者出張	8月2日 東宮殿下(大正天皇)	5月8日 (同前)	5月5日 米田主獵官、鈴木主獵局属、原田侍従属/伊豫田省丁別着	9月11日 (同前)	6月13日 万里小路主獵官、木嶋属、大膳職1名	5月20日 米田・岡崎主獵官、鈴木主獵局属、渡辺属、宮丁伊豫田随行
5月10日 (同前)	5月8日 (同前)	5月10日 (同前)		(鮎獵御覽)	(鳥獵)	(来着)	(兎狩・鳥獵)	(鮎漁御覽)	(有害物駆除)	有害物駆除	御成鮎獵	鮎獵御用	有害物捕獲
5月9日 (同前)	5月7日 (同前)	5月9日 (同前)		理船7組・撥網6組・船2艘・調 理船1艘	鴈使用人3名(・鴈雄) 鴈使用人1名(・鴈雄) 鴈使用人3名(・鴈雄)	鴈使用人3名(・鴈雄) 鴈使用人1名(・鴈雄) 鴈使用人3名(・鴈雄)	勢子人夫20名・案内人1名 勢子人夫20名・案内人1名	鵝7組・撥網6組・投網3個・ 船3艘	鴈雄持人2名 鴈雄持人2名 鴈雄持人2名	鴈雄持人2名 鴈雄持人2名 鴈雄持人2名	鵝4組・撥網4組・船3艘	鵝3組・撥網2組・船1艘 鵝3組・撥網2組	鵝2羽・山鳥2羽 鵝2羽・山鳥4羽
5月8日 (同前)	5月7日 (同前)	5月8日 (同前)		鮎30籠・鮎928尾	雌5羽(※2には4羽/※1に は5羽)あゝ・山鳥1羽	雌8羽・山鳥3羽 雌13羽・山鳥3羽 雌9羽・山鳥3羽	雌10羽(雌8羽・雌2羽)・ 鴛鴦1羽・隼1羽・鳩5羽 兎1頭・雌21羽・雄鳥21羽※2 雌6羽・雄鳥18羽※2	雌3羽(鮎300尾(鮎300尾・鵝 800尾・撥網100尾・投網2)) 雌3羽・山鳥4羽※2	雌2羽(※2には3羽と あゝ)・山鳥3羽	雌3羽 雌1羽※2	凡300尾 雨天二付御延引二成 今回ハ御中止之旨通知	凡30尾 凡30尾	雌2羽・山鳥2羽 雌2羽・山鳥4羽 雌6羽・山鳥3羽
5月7日 (同前)	5月6日 米田・織田・岡崎※3	5月7日 (同前)		鵝鮎3530尾・鵝雄魚3500尾・ 羽子網鮎2050尾/鮎老1000 尾ヲ宮城へ献上相成タリ※2 宮内属ニ送付セリ									

123	3月25日	主猟官以下	(御用兎猟)	勢子20名・伍長5名	兎5頭・雉7羽・山鳥1羽 鳩3羽・鴨1羽	
	3月22日	米田・万里小路・貴志・岡崎・荻主猟官、主猟局省丁共	(御用兎猟)	勢子20名	兎5頭・雉10羽・鴨2羽	
	3月23日	主猟官5名、属官3名、省丁、犬丁／午後五時万里小路殿帰省	(御用兎猟)	勢子20名・伍長5名	鳩3羽・鴨1羽	
	3月24日	主猟官及属官、省丁、犬丁	(御用兎猟)	勢子20名・伍長5名	兎4頭・雉6羽・山鳥3羽・鳩2羽	
122	8月24日	万里小路主猟官／主猟属都築與三郎、大膳職1人随行	御用鮎猟	鵜3組・撥網2組・人足		
	2月3日	(同前)	(雉猟)		兎1頭・雉14羽・山鳥4羽 五位鷺4羽・雉鳥18羽 五位鷺1羽・雉鳥7羽	
	2月2日	(同前)	(雉猟)		兎2頭・雉14羽・山鳥4羽 五位鷺4羽・雉鳥18羽 五位鷺1羽・雉鳥7羽	
	2月1日	戸田主猟局長、米田・伊集院・荻・松平主猟官、木嶋主猟属、小島鉄砲掛、伊豫田宮丁、沓取犬掛、戸田家従2名、伊集院家従、松平家従等／戸田局長並供2人帰省	雉猟	大10頭※	兎1頭・雉9羽・山鳥3羽 五位鷺1羽・雉鳥12羽	
120	8月29日	閑院宮殿下・妃殿下	鮎猟御覧	鵜4組・撥網2組・船2艘・人足3名・料理人1名船2艘		
119	6月25日	日野西侍従・大炊御門侍従出仕・荻主猟官以下9名	鮎猟御用	鵜4組・船1艘		
	2月9日	(同前)	(兎狩・鳥猟)		兎2頭・雉7羽・山鳥2羽 五位鷺2羽・雉鳥11羽	
	2月8日	(同前)	(兎狩・鳥猟)		兎2頭・雉5羽・雉鳥21羽 4羽・小鳥10羽	雉宮内省へ御差立
	2月7日	主猟局長(戸田)・米田・万里小路・織田・伊集院・岡崎主猟官・大木主猟属・小嶋主猟局勤務以下7名／戸田局長従者共御帰京	鳥猟		雉14羽・山鳥3羽・五位鷺2羽・鳩7羽・鶺鴒	
118	8月25日	日根野侍従以下9人	御用鮎猟	鵜4組・船1艘・人足3名		
117	12月21日	(同前)	(鳥猟)		雉6羽※	
	12月20日	(同前)	(鳥猟)		12羽・雉鳥22羽	
	12月19日	(同前)	(鳥猟・兎狩)		2羽・雉鳥25羽 鷺2羽・鶺鴒13羽・山鳥	
	12月18日	米田・伊集院・岡崎・松平主猟官以下10名外二宮本侍従武官／宮本殿帰省	(鳥猟・兎狩)		兎1頭・雉32羽・山鳥羽※	
	12月17日	原田侍従属以下3名／渡辺・荻兩名帰省	鳥猟(兎狩)		兎1頭・雉12羽※	
	11月15日	米田主猟官	山鳥検査		雨天二付米田殿出猟延引	
	11月1日	米田主猟官	御休所見分・鮎猟御用	鵜3組・撥網3組・船1艘・人足3名		
114	8月5日	山口主猟局長、堤内匠頭、木嶋・鈴木属、大膳職	御用鮎漁	鵜3組・撥網2組		鮎300尾献上
113	8月4日	日野西侍従以下5名	御用鮎猟	鵜3組・勿網2組		献上鮎()

95	8月2日	宮内大臣以下長官方	鮎	鶴4組・撥網4組※2	鮎70枚※2	献上鮎1箱※2
94						
	4月29日	(同前)	(鳥)		雉2羽※2	
	4月28日	(同前)	(鳥)		雉2羽・山鳥1羽※2	
	4月27日	(同前)	(鳥)		雉6羽・山鳥2羽	
	4月26日	(同前)	(鳥)		雉1羽・山鳥1羽	
	4月25日	(同前)	(鳥)		雉3羽・山鳥2羽	
	4月24日	(同前)	(鳥)		雉5羽・山鳥3羽	
	4月23日	米田主胤官・木嶋主胤属・西川大膳職・伊與田省丁	(鳥)	物持1名	雉5羽	
明治29年						
93	10月27日	日根西侍従他6名、澤木主胤属	御用鮎			
92	10月2日	日根野・岡崎侍従職／子林主胤局属専務	鮎御用	鶴4組		
91	8月30日	侍従職勤務日根野以下6名／主胤局有本悋吉主務	鮎御用	鶴4組		
90	8月4日	日根野侍従局勤務・大炊御門侍従局出仕・主胤局木嶋属外3名	御用鮎	鶴2組	鮎107尾(多摩川増水二付)	
89						
	4月21日	(同前)	(雉山鳥御)	四山鳥	雉2羽・山鳥1羽	
	4月20日	(同前)	(雉山鳥御)	四山鳥	雉2羽・山鳥3羽	
	4月19日	(同前)	(雉山鳥御)	四山鳥1羽	雉2羽・山鳥1羽	
	4月18日	(同前)	(雉山鳥御)	四山鳥1羽	雉2羽	
	4月17日	(同前)	(雉山鳥御)	四山鳥1羽	雉5羽・山鳥4羽	
	4月16日	(同前)	(雉山鳥御)	四山鳥1羽	雉1羽	
	4月15日	(同前)	(雉山鳥御)	四山鳥1羽	雉1羽・山鳥4羽	
	4月14日	織田主胤官、木嶋主胤属、浦田大膳履随員	雉山鳥御		雉2羽	
明治28年						
	4月4日	進藤・小形見回兩名江戸川筋御獵場へ鳥御用二付出動				
	3月31日	江戸川筋鳥御二付四雑携帯見回進藤外1名前日新宿御料地迄出頭候様達二付本人共へ通知書差出				
	3月21日	内藤新宿御園納山鳥雌送付副書進藤見回へ下付ス				
明治27年						
88	10月8日	皇太子殿下(天正天皇)／奥大夫・中山侍従長以下35名供奉・主胤局長・主胤属2名	鮎御覽	鶴7組・撥網3組・船4艘		鮎2箱献上
	10月1日					雨天二付明日行啓御延期上申
87	9月30日	主胤局長・木嶋履・野口東宮宮属以下3名・吉田大膳職	先発・鮎	鶴4組	鮎315尾	
	9月12日	閑院宮	鮎	鶴3組・撥網・船	鮎30籠余※1	
86	9月10日	東園侍従以下7名	御用鮎	鶴3組・撥網3組・船1艘		
85	8月13日	廣幡侍従・岡崎出仕・日野西試補以下10名	鮎御用	鶴3組・撥網2組・船1艘		
84	7月30日	東園侍従以下7名	鮎御用	鶴3組・撥網2組・船1艘		
	7月16日	宮内大臣・宮内次官・侍従職幹事・皇后宮亮・主胤局長・内匠頭・調度宮亮・秘書官	鮎	鶴4組・撥網3組・船2艘	鮎25、600尾	
	7月15日	内次課次長・片岡侍従／田中・古井底・太宰主胤属・仕人・大膳職等15名	鮎	撥網2組		
83	6月21日	古井底主胤属・大膳職1名	鮎御用	鶴3組・撥網1組・船1艘		
	4月21日	山口局長江戸川筋御獵場巡視トシテ出張二付、四雑持参随行候様達				(兎狩)
	二付本日午前内藤新宿御料地植物園迄出動			名・小休名・旗持3名・兎持2	兎5頭	
	北条侍従以下7名・子林主胤属担当					

82				明治26年	81	80	79	78				明治25年	77	76	75	74		73	72	71				明治24年	70						
2月20日	2月19日	2月18日	2月17日	10月22日	8月30日	8月14日	7月11日	5月1日	4月30日	4月29日	4月28日	4月27日	4月26日	4月25日	9月8日	9月27日	8月16日	8月15日	8月14日	7月20日	7月5日	4月30日	4月29日	4月28日	4月27日	4月26日	4月25日	4月24日	4月23日	4月22日	8月2日
(同前)	(同前)	(同前)	米田侍從、織田主胤官、大迫主胤官、武藤・兎玉内舍人、岡・京田殿官、原田侍從、廣・太宰主胤官、近藤御鐵、伊地知・中村・田中・緒方・武藤、早川夫全合17名	雄雌2羽・山鳥雌2羽持參新宿植物園江納	北条侍從・広幡試補以下9名	宮内大臣・花房次官・田中宮中顧問・堤内匠頭・山口主胤局長・長崎主事、小笠原主殿亮・山本主胤官・大膳職仕人等隨行	皇太子殿下(大正天皇)	(同前)	(同前)	(同前)	(同前)	山口主胤局長官、田中・古井底・渡辺属、安藤・逸見・広澤・坂本、鷹匠、津澤大膳職、省丁1名、小嶋画工等	(同前)	(同前)	東園侍從、慈光寺・内堅以下7名	綾小路侍從、日野西試補、岡山勤務以下3名	山口主胤局長、堤内匠頭、麻見用度局長、田中修三、安藤等**2	(同前)	北条侍從以下8名	東園侍從、慈光寺試補、隨行員主馬属舍人、大膳職共7名	主胤局長、宮内大臣、勲章局長、侍從職幹事(寛倉、大臣秘書官以下)3名	(同前)	米田主胤官、山本直嗣、渡辺敬宗夫卒・早川大膳職・津澤等	東園侍從、壬生・内堅外5名							
(兎狩)	(兎狩)	(兎狩)	兎狩	鮎御用	鮎御用	鮎御覽	(御用鳥獵)	(御用鳥獵)	(御用鳥獵)	(御用鳥獵)	(御用鳥獵)	(御用鳥獵)	御用鳥獵	御用鮎	御用鮎	御用鮎	御用鮎	御用鮎	御用鮎	御用鮎	(鳥獵御用)	(鳥獵御用)	(鳥獵御用)	(鳥獵御用)	(鳥獵御用)	(鳥獵御用)	(鳥獵御用)	(鳥獵御用)	(鳥獵御用)	鮎御用	
名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	名・小休所人足3名・兎持2	
兎8頭	兎15頭	兎9頭	兎3頭・雉1羽	鮎6、700尾	鮎1000尾余	鮎1000尾余	雉5羽	雉8羽・山鳥4羽	雉9羽・山鳥3羽	雉7羽・山鳥1羽	雉2羽・山鳥1羽	雉2羽・山鳥1羽	雉2羽・山鳥1羽	雉2羽・山鳥1羽	鮎150尾	鮎250尾	鮎380尾	鮎700尾	鮎900尾	鮎5、600尾	雉6羽・山鳥2羽	雉9羽・山鳥4羽	雉11羽・山鳥4羽	雉13羽・山鳥6羽	雉9羽・山鳥3羽	風烈二付不獵	雉5羽・山鳥1羽	雉3羽・山鳥2羽	鮎350尾		
					内300尾献上																										差立

69	7月6日	万里小路侍従、日野西侍従職勤務以下8名	鮎漁御用	鵜2組・撥網2組・船1艘	鮎100尾		
68	6月22日	本日主獵局ヨリ活鮎100尾新宿御料地マテ回送方取調申出候様照会	鵜	狩夫40名・兎持4名・旗持3名	兎29頭	本年御獵兎13疋・雉2羽・山鳥3羽	
	3月6日	(同前)	兎	狩夫40名・兎持4名・旗持3名	兎14疋		
	3月5日	(同前)	兎	狩夫40名・兎持4名・旗持3名	兎22頭		
	3月4日	(同前)	兎	狩夫40名・兎持4名・旗持3名	兎17疋		
	3月3日	(同前) / 伊東帰京	兎	狩夫40名・兎持4名・水夫1名	兎10疋		
	3月2日	(同前)	兎	狩夫40名・兎持4名・水夫1名	兎4疋		
2月28日	(同前)	兎	狩夫40名・兎持4名・水夫1名	兎15疋	山鳥1羽		
2月27日	米田・木戸主獵官、三宮書記官、藤波主馬頭以下19名	兎	人足30名・幡持3名・兎持4名・水夫1名	兎15疋	山鳥1羽		
明治23年	2月27日	米田・木戸主獵官、三宮書記官、藤波主馬頭以下19名	兎	人足30名・幡持3名・兎持4名・水夫1名	兎15疋	山鳥1羽	
67	10月18日	東園侍従以下8名	御用鮎漁	鵜2組・撥網2組	鮎250尾余		
66	9月30日	北条侍従、慈光寺・内堅以下6名	御用鮎漁	鵜3組・撥網2組	鮎800尾余		
65	8月14日	北条侍従、慈光寺・内堅以下6名	鮎漁	鵜2組・撥網2組	鮎1000尾		
64	8月4日	東園侍従、田沼試補以下8名	御用鮎漁	鵜2組・撥網2組・船	鮎1箱	鮎1箱持参	
63	7月16日	片岡侍従、内堅方共8名	鮎漁御用	鵜4組			
62	6月23日	山田大膳方主務、和田一等属	鮎漁御用	鵜2組・撥網1組・船1艘	鮎1000尾	差立	
61	6月7日	片岡侍従以下5名	御用鮎漁	鵜2組・撥網1組・船1艘			
60	5月19日	北条侍従、壬生・内堅・日野西・内堅勤務以下8名	御用鮎漁	鵜2組	鮎6籠		
59	4月29日	(同前)	(鳥獵御用)		雉3羽・山鳥1羽(米巴)	今回鳥獵捕獲総数65羽内雉26羽・山鳥39羽	
	4月28日	(同前)	(鳥獵御用)		雉2羽・山鳥2羽(米巴)		
	4月27日	米田侍従、木戸主獵官	(鳥獵御用)		雉7羽・山鳥2羽(米巴)		
	4月26日	(同前)	(鳥獵御用)	四山鳥2羽	雉5羽・山鳥2羽		
	4月25日	(同前)	(鳥獵御用)	四山鳥2羽	雉1羽・山鳥7羽		
	4月24日	(同前)	(鳥獵御用)	四山鳥2羽	雉1羽・山鳥7羽		
	4月23日	(同前)	(鳥獵御用)	四山鳥2羽	雨天二付御出獵無之		
	4月22日	(同前)	(鳥獵御用)	四山鳥2羽	雉1羽・山鳥3羽		
	4月21日	(同前)	(鳥獵御用)	四山鳥1羽	雉3羽・山鳥2羽		
	4月20日	米田侍従、主獵局山本属官、侍従属近藤仕人、大膳方津沢等	鳥獵御用	四山鳥1羽	雉2羽・山鳥4羽		
	明治22年	4月20日	米田侍従、主獵局山本属官、侍従属近藤仕人、大膳方津沢等	鳥獵御用	四山鳥1羽	雉3羽・山鳥2羽	
	58	10月17日	明宮殿下(大正天皇) / 曾我中將、高辻書記官以下植松吉丹・赤松・内堅各10名	鮎漁	鵜3組・撥網3組・船2艘		
57	9月16日	宮内大臣(土方久元)、主獵局长、主獵局主事、宮内省顧問独逸人モール	鮎漁	鵜3組・撥網2組・船1艘	鮎100尾余		
56	8月17日	(同前)	鮎漁	鵜3組・撥網2組・船1艘	鮎500尾余	鮎100尾余献上	
55	8月16日	西四辻侍従、東園侍従以下5名	鮎漁御用	鵜2組・撥網2組・船1艘	鮎800尾余	鮎500尾余献上	
54	7月9日	北条侍従、田沼試補以下7名	鮎漁御用	鵜2組・撥網3組	鮎3000尾	持参ニテ午後三時ヨリ帰省	
53	6月12日	東園侍従、広幡侍従試補、武藤舍人・主獵寮属	御用鮎漁	鵜3組・撥網2組	山鳥1羽	本日迄55羽御獵獲、内雉32羽・山鳥23羽	
52	4月29日	(同前)	(雉御獵)		山鳥1羽		

53										明治21年	52	51			50		49	48	47	46	45					明治20年	44	43						
4月28日	4月27日	4月26日	4月25日	4月24日	4月23日	4月22日	4月21日	4月20日	4月19日	4月18日	10月17日	10月4日	10月3日	10月2日	10月1日	8月28日	8月27日	8月26日	8月25日	8月24日	8月23日	8月22日	8月21日	8月20日	10月26日	10月25日	10月24日	10月23日	8月21日	8月20日				
(同前)	(同前)	(同前)	(同前)	米田侍従、大宰十等属・松田夫卒・大膳職	明宮殿下(大正天皇、高辻宮内書記官、植松・大河内・中山三・内堅其他)	富小路侍従	英照皇太后、杉太夫、児玉亮、山口掛長、富小路侍従以下属官、近衛将校以下土官、供奉女官、万里小路典侍、平松権典侍、吉見掌侍以下14名	山口掛長、児玉皇太后官亮、富小路侍従	(同前)	(同前)	明宮殿下(大正天皇、高辻書記官、堀川・植松・内堅他13名)	(同前)	富小路・北條侍従、鮫嶋雜掌、中山仕人	北條・万里小路侍従、廣幡試補、馭者其他	(同前)	東園侍従、田沼侍従補、日根野侍従属、京田・木村・大西・目賀田	(同前)	(同前)	(同前)	(同前)	(同前)	(同前)	(同前)	(同前)	米田侍従、御獵場掛山本九等属、小嶋十等属、大膳履津澤、夫卒松田上下5名	(同前)	西四辻・片岡侍従以下7名							
(雉御獵)	(雉御獵)	(雉御獵)	(雉御獵)	栗実・苜狩り	鮎漁	(鮎漁)	(鮎漁)	御見分	鮎漁御用	鮎漁御用	鮎漁御用	鮎漁御用	鮎漁御用	鮎漁御用	鮎漁御用	鮎漁御用	鮎漁御用	御用鮎漁	御用鮎漁	御用鮎漁	御休所御見分	御用鮎漁	御用鮎漁											
雉4羽・山鳥5羽	雉3羽・山鳥3羽	雉6羽・山鳥4羽	雉7羽・山鳥3羽	雉4羽・山鳥2羽	雉1羽・山鳥1羽	雉5羽・山鳥3羽	雉2羽・山鳥1羽	雉9羽	雉5羽・山鳥1羽	雉3羽・山鳥4羽	雉3羽・山鳥3羽	雉4羽・山鳥3羽	雉3羽・山鳥4羽	雉3羽・山鳥3羽	雉2羽・山鳥3羽	捕魚100箇余	鮎40枚	鮎40枚	雉2羽・山鳥3羽	雉7羽・山鳥4羽	雉4羽・山鳥3羽	雉3羽・山鳥2羽	雉1羽・山鳥3羽	雉3羽・山鳥4羽	雉5羽・山鳥1羽									
											栗1箇・柿1箇政怒ヨリ献上																							

42	41	40	39										明治19年	38	37	36				35																
8月3日	8月2日	8月1日	7月31日	7月17日	7月16日	5月2日	4月26日	4月25日	4月24日	4月23日	4月22日	4月21日	4月20日	4月19日	4月18日	4月17日	2月24日	1月23日	1月22日	10月8日	10月7日	10月6日	9月22日	9月18日	9月17日	9月12日	9月11日	9月10日	9月9日	8月29日	6月7日	6月6日	6月5日	6月4日	5月12日	5月11日
(同前)	(同前)	(同前)	東園・岡田侍従、淵川雜掌・加藤仕人	(同前)	北條・片岡侍従、淵川雜掌・山田内膳	武藤雜掌	(同前)	(同前)	(同前)	(同前)	(同前)	(同前)	(同前)	(同前)	(同前)	米田侍従、子林・小嶋属官、松田夫卒	山口宮内大書記官、荻侍従、田中御獵場掛	(同前)	山口宮内大書記官、荻侍従、内匠課・御獵場掛等	(同前)	(同前)	万里小路侍従、岡田侍従、廣幡侍従補、増山御用掛、加藤雜掌以下8名	皇后(昭憲皇太后)、香川后宮大夫、児玉后宮亮	女官8名、付副官吏(高倉典侍他)	坂田御内儀掛	山口大書記官・東園侍従・龜井侍従補以下	(同前)	(同前)	東園侍従、龜井侍従補、淵川雜掌、佐藤内膳、清水仕人	御獵場監守一同 ^{※1}	荻侍従	荻侍従、田沼侍従補	(同前)	田沼侍従補、武藤雜掌、子林御獵場掛	(同前)	米田・荻侍従、小笠原一等属
御用鮎漁	御用鮎漁	御用鮎漁	御用鮎漁	御用鮎漁	御用鮎漁	御新築御殿御見分/鮎漁	(鳥獵)	(鳥獵)	(鳥獵)	(鳥獵)	(鳥獵)	(鳥獵)	(鳥獵)	(鳥獵)	(鳥獵)	(鳥獵)	地割見分	兎山御見分	家屋御見分	鮎漁	鮎漁	鮎漁	鮎漁御覽	鮎漁御試	(鮎漁)	鮎漁	鮎漁	鮎漁	鮎漁	鮎漁	御用鮎漁	御用鮎漁	御用鮎漁	鳥獵	鳥獵	
鵜3組・撥網3組	鵜3組・撥網3組	鵜3組・撥網3組	船1艘・鵜3組・撥網3組	鵜3組・撥網3組	船1艘・鵜3組・撥網3組															鵜・撥網	鵜・撥網	鵜4組・撥網2組	鵜4組・撥網8組・投網5捉・目鏡釣3名・繩梁2張	鵜4組・撥網1組	撥網4組・船1艘	鵜3組・撥網2組 ^{※3}	鵜3組・撥網2組 ^{※3}	鵜3組・撥網3組 ^{※3}	鵜4組・撥網3組 ^{※3}	鵜1組・瀬ヲ漁5名	鵜2組	鵜4組・撥網1組	鵜4組			
		鮎100尾	鮎33尾	雌3羽・山鳥4羽	雌3羽・山鳥3羽				雌5羽・山鳥5羽	雌3羽・山鳥1羽	雌2羽・山鳥2羽	雌3羽・山鳥1羽	雌3羽・山鳥1羽	雌3羽・山鳥1羽	雌4羽・山鳥2羽	雌1羽							鮎1500尾・鯉5尾 ^{※3}				鮎50尾 ^{※3}	鮎60尾 ^{※3}	鮎70尾 ^{※3}	鮎10尾 ^{※1}	鮎3尾・鯉2尾	鮎8尾	鮎11尾・鯉4尾	鮎20尾・山鳥1羽	雌1羽・山鳥1羽	雌4羽 ^{※2} にはるれとある。山鳥4羽・五位鷹1羽(※3には青とある)
鮎70尾御持参	鮎70尾御送り	鮎1000尾御送り・500尾御閉置						東京へ差立	大雨/今朝雉5羽・山鳥5羽		今朝雉6羽・山鳥2羽本省へ御差送																宮内省へ献上	宮内省へ献上 ^{※1}				献上	御持参			

34		33							32										31		30		29		28									
5月10日	(同前)	5月4日	4月4日	4月3日	4月2日	4月1日	3月31日	3月30日	3月29日	3月28日	3月27日	10月23日	10月22日	10月21日	10月20日	10月19日	10月18日	10月13日	10月12日	8月16日	8月15日	8月2日	8月1日	7月8日	7月7日	5月19日	5月18日	5月17日	5月16日	5月15日	5月14日			
		米田侍従	(同前)	(同前)	(同前)	米田侍従以下	(同前)	(同前)	米田侍従	田沼侍従試補／武藤雜掌	米田・荻侍従、田中十四等出仕、子林十七等出仕、仕人夫卒	(同前)	(同前)	(同前)	(同前)	堀河・東園侍従、亀井御用掛／岩崎雜掌・内膳仕人／先発吉見仕人	堀河・東園侍従、亀井御用掛／岩崎雜掌・内膳仕人	堀河・東園侍従、亀井御用掛／岩崎雜掌・内膳仕人	西四辻・岡田侍従、田沼八等出仕(官相当)、井上雜掌、内膳・仕人6名／佐々木仕人婦省	西四辻・岡田侍従、田沼八等出仕(官相当)、井上雜掌、内膳・仕人6名	荻・三条西・廣幡侍従、武藤・岩崎雜掌／仕人・内膳	荻・三条西・廣幡侍従、武藤・岩崎雜掌／仕人・内膳	太田侍従／從者4名	富小路・太田侍従、亀井御用掛、淵川・鮫嶋雜掌／富小路・亀井婦	(同前)	(同前)	(同前)	(同前)	(同前)	(同前)	(同前)	(同前)	(同前)	(同前)
鳥獵	鳥獵	鳥獵	鳥獵	鳥獵	鳥獵	鳥獵	鳥獵	鳥獵	鳥獵	鳥獵	鳥獵	鳥獵	鳥獵	鳥獵	鳥獵	鳥獵	鮎漁	鮎漁	鮎漁	鮎漁	鮎漁	鮎漁	鮎漁	鮎漁	鮎漁	鮎漁	鮎漁	鮎漁	鮎漁	鮎漁	鳥獵			
雉2羽・山鳥1羽	1羽	雉6羽・山鳥7羽・輕鴨1羽	雉6羽・山鳥7羽	雉8羽・山鳥2羽	雉5羽・山鳥1羽	雉1羽	山鳥1羽	雉4羽	鷺1羽	雉3羽	雉2羽	雉1羽	山鳥1羽	山鳥3羽	山鳥3羽	山鳥1羽	山鳥5羽・鳩1羽	山鳥1羽	山鳥3羽	山鳥3羽	山鳥1羽	山鳥1羽	山鳥1羽	山鳥1羽	山鳥1羽	山鳥1羽	山鳥1羽	山鳥1羽	山鳥1羽	山鳥1羽	山鳥1羽	山鳥1羽		
本省へ御差立(山鳥4羽／雉2羽・鮎6尾・腹赤魚1尾)		本省へ御差立(雉3羽・山鳥7羽)	御差立(雉3羽・山鳥7羽)	本省へ御差立(雉7羽・山鳥2羽)	本省へ御差立			宮内省江御差贈									本省江差送			鮎200尾余持参ニテ午後四時ヨリ婦省	鮎100尾本省江送			鮎30枚上納										

No.	連光寺村御獵場の利用状況(付御獵場指定以前の狩獵・鮎漁)	目的	雇人など	獵獲	備考
明治14年※1	2月16日 米田・山口侍従長、堤大書記官、岡田陸軍中佐、属官等18名	(兎狩)	狩子15名	兎6頭	東京御所江被差送
1	2月20日 明治天皇、東伏見宮、北白川宮、侍従長米田、侍従・宮内属官数十名	兎狩	鶉2組・撥網1組・船3艘	兎5頭	鮎150尾手桶江入、竈建鮎7枚御持参
2	5月22日 富小路敬直卿、太田左門卿、荻昌吉卿、小笠原一等属、平尾三沢・坂本・子林・清水属官外2名合12名	勅命玉川鮎漁試	鶉2組・撥網2組	合300尾	昨今兩日捕獲之鮎生魚調理遣之分凡10枚程
3	5月23日 (同前)	(同前)	撥網3組・人足15名・舟2艘・船頭4名		
4	6月1日 宮内省御漁掛御前両官員方	鮎漁			
5	6月2日 明治天皇、東伏見宮、北白川宮	鮎漁	鶉4組・撥網10組・提網15組・船5艘・大船2艘・漁夫凡100名	鮎150枚	
6	6月3日 富小路・北條侍従、属官2名	鮎漁	舟1艘・船夫2名		
7	6月13日 富小路・高辻・三條西侍従、属官共8名	鮎試漁	鶉3組・撥網3組・投網3組・漁舟2艘・シラ漁	鮎25枚程	
8	6月28日 西四辻侍従、小笠原一等属、平尾侍従補其他6名	(鮎漁)	鶉飼4組	鮎37枚	
9	10月29日 (同前)	(鮎漁)			
明治15年※1	1月27日 太田・荻侍従、小笠原武英・平尾錦藏・三浦重明、鈴木某夫卒等	御狩場下調・御順路調査			
10	1月28日 (同前)	御狩場・順路検査			
11	2月10日 宮内省官員19名(堤大書記官、米田侍従長、太田・藤波侍従外・県官6名・郡吏1名)	御狩場箇所御見分			
12	2月13日 大書記官外侍従方其外／御膳水検査官2名	兎狩			
13	2月14日 宮内官員方／内匠課	兎狩／便所・浴室見分			
14	2月15日 明治天皇、東伏見宮、北白川宮、徳大寺宮内卿、堀河・四辻・北條・廣幡侍従ほか	兎狩	狩子人足90名	兎11頭	
15	2月16日 (同前)	兎狩			
16	3月24日 米田侍従長、富小路・北條・荻侍従、大原・平尾・小笠原、判任官外合22名	(来着)	狩子30名・網掛3名	兎5頭	
17	3月25日 (同前)	御狩場下見分・試獵			
18	3月26日 (同前)	御遊獵区域下見分			
19	5月31日 御遊獵場(のち連光寺村御獵場)設置		撥網1組	鮎40枚	
20	6月4日 山口侍従長、富小路侍従、大谷属官、雜掌仕人等6名	鮎漁	船		
21	6月5日 (同前)	(鮎漁)			
22	6月10日 高辻侍従外5名／2名帰京	鮎漁	鶉3組・船夫2名・船1艘	鮎13枚	内8枚御所江差上二成、(漁場は浅川)
23	6月11日 (同前・宮内省官4名)	鮎漁	船頭・物持人足2名	鮎30枚	
24	7月26日 東園侍従・平尾侍従試補、雜掌仕人6名	鮎漁	鶉2組・撥網5組・船1艘	鮎20枚余	
25	7月27日 (同前)	鮎漁	鶉2組		
26	8月18日 米田侍従長、荻・廣幡侍従、小笠原一等属、加藤雜掌外3名	鮎漁	鶉3組・撥網2組		
27	8月19日 (同前)	鮎漁			
28	9月7日 荻・廣幡・万里小路侍従外、雜掌仕人内膳等11名／10人程御泊	鮎漁	鶉2組・撥網2組	鮎1500尾程(兩日合計)	御所江献上二成
29	9月8日 (同前)	鮎漁			

参考文献一覧

- 1970 川田寿『連光寺村御猟場について』第1部～第3部、私家版
- 1996 多摩市史編集委員会編『多摩市史』資料編3近代、多摩市
- 1999 多摩市史編集委員会編『多摩市史』通史編2近現代、多摩市
- 2002 橋場万里子「全国における御猟場の変遷と連光寺村御猟場」(財団法人多摩市文化振興財団編『パルテノン多摩博物館部門年報・紀要』5号)
- 2010 公益財団法人多摩市文化振興財団編『多摩のどうぶつ物語-ほ乳類が見た地域の歴史-』公益財団法人多摩市文化振興財団
- 2013 清水裕介「連光寺村御猟場再考-利用実態の分析より-」(公益財団法人多摩市文化振興財団編『パルテノン多摩博物館部門研究紀要』12号)
- 2014 公益財団法人多摩市文化振興財団編『みゆきのあと-明治天皇と多摩-』公益財団法人多摩市文化振興財団
- 2014 宮間純一「明治天皇の『御遊行』と宮内省公文書類-連光寺村御猟場を事例に-」(前掲書所収)
- 2014 辻岡健志「連光寺村御猟場の公文書」(同前)
- 2016 清水裕介「連光寺村御猟場日記を読む-明治17年～28年-」(多摩市教育委員会編『連光寺村御猟場日記』明治17～28年<多摩市文化財調査資料6>、多摩市教育委員会
- 2017 清水裕介「連光寺村御猟場日記を読む-明治29年～41年-」(多摩市教育委員会編『連光寺村御猟場日記』明治29～41年<多摩市文化財調査資料7>、多摩市教育委員会、2017年)
- 2017 吉岡拓「連光寺村御猟場と鮎漁」(同前)

1 宮田満「川と魚のあるくらし-2-川の民と鮎-近世玉川の漁師仲間と御菜鮎上納について」(『歴史評論』431、1986年)、同「近世玉川の漁業生産に伴う役負担と漁場利用関係」(『関東近世史研究』26、1989年)。

2 太田尚宏「近世玉川の鮎上納に関する若干の問題」(『関東近世史研究』第26号、1989年)、同「近世玉川における鮎上納制度について」(『地方史研究』第227号、1990年)。

3 「連光寺村御猟場監守細則」【多摩市教育委員会保管・富澤家文書】。

4 「壬午日新記」【国文学研究資料館所蔵・武蔵国多摩郡連光寺村富澤家文書・整理番号2050-15】及び「癸未日新雑記」【同前・2050-16】。

5 前掲「癸未日新雑記」。

6 宮間純一「明治天皇の『御遊行』と宮内省公文書類-連光寺村御猟場を事例に-」(公益財団法人多摩市文化振興財団・宮内庁宮内公文書館共催展示図録『みゆきのあと-明治天皇と多摩-』公

- 益財団法人多摩市文化振興財団、2014年、所収)。
- 7 辻岡健志「連光寺村御猟場の公文書」(公益財団法人多摩市文化振興財団・宮内庁宮内公文書館共催展示図録『みゆきのあと—明治天皇と多摩—』公益財団法人多摩市文化振興財団、2014年、所収)。
- 8 「山口正定日記」【宮内庁宮内公文書館所蔵・識別番号 31331】。
- 9 「自明治廿一年至同三十年 特殊狩猟録」【宮内庁宮内公文書館所蔵・識別番号 1548】。
- 10 「(玉川凍水会社関係帳簿)」【国文学研究資料館所蔵・武蔵国多摩郡連光寺村富沢家文書・整理番号 1824】。
- 11 「御猟場景況其他届書」【多摩市教育委員会保管・富澤家文書】。
- 12 「御猟場景況其他届書」。
- 13 「主猟局令達綴」【多摩市教育委員会保管・富澤家文書】。
- 14 清水裕介「連光寺村御猟場再考-利用実態の分析より-」(公益財団法人多摩市文化振興財団編『パルテノン多摩博物館部門研究紀要』第12号、2014年)。
- 15 代表的な研究として、橋場万里子「全国における御猟場の変遷と連光寺村御猟場」(『パルテノン多摩博物館部門年報・紀要』第5号、2002年)、清水前掲「連光寺村御猟場再考」、『多摩市史』通史編2近現代(多摩市、1999年)。
- 16 辻岡氏前掲「連光寺村御猟場の公文書」。
- 17 清水前掲「連光寺村御猟場再考」、同「連光寺村御猟場日記を読む—明治17年～28年—」(多摩市教育委員会編『連光寺村御猟場日記』明治17～28年【多摩市文化財調査資料6】、多摩市教育委員会、2016年、所収)。
- 18 「例規録」(主猟寮)明治16年【宮内庁宮内公文書館所蔵・識別番号 1581】。なお、闕字・平出は省略した。
- 19 「例規録」(主猟寮)明治18年【宮内庁宮内公文書館所蔵・識別番号 1583】。
- 20 この但書部分は、兎が繁殖しすぎたため明治23年2月に削除された。「例規録」(主猟寮)明治23年～25年【宮内庁宮内公文書館所蔵・識別番号 1586】。
- 21 「設置 南多摩郡多摩村漁業組合」(「東京府・東京市行政文書」【東京都公文書館所蔵】第1種・文書類纂・農工商・第6類・水産・第4巻(内務部第4課))所収)。
- 22 「明治廿一年 宮内省狩猟局江届伺書」【多摩市教育委員会保管・富澤家文書】。
- 23 たとえば、明治16年8月に侍従による鮎漁実施が決定した際には、宮内省御用掛名義(「御遊猟場取締富澤」との印字があるため、作成したのは当時宮内省御用掛を兼任していた富澤政恕と考えられる)で関戸村・一ノ宮村・落川村・百草村各戸長宛に廻達を発し、周辺村落に対し「各村漁業人不都合之儀無之様御注意有之度」ことを注意している。
- 24 明治17年10月11日付連光寺村御猟場在勤宮内省御用掛通知第31号。「明治十六年 御猟場用公達記 取締事務所」【多摩市教育委員会保管・富澤家文書】。
- 25 前掲『連光寺村御猟場日記 明治一七～二八年』二五頁。
- 26 「例規録」(主猟寮)明治18年【宮内庁宮内公文書館所蔵・識別番号 1581】。
- 27 清水前掲「連光寺村御猟場再考」。
- 28 富澤政恕が明治18年6月2日付で宮内省御猟場掛に送った景況報告書には「取締(監守の前身・筆者注)之内漁事心得候もの兩名本月一日派出上流日野駅ヨリ下流登戸村辺マテ川筋五里余之間取調候処、本年之儀者鮎発生方少数ニテ平年之三分一ト相見候旨各所漁業人申聞候趣、且猟具之儀魚数少ナキ故鷄羽子網ナラテハ捕得相成間鋪宗申出候」とあり、漁業人が例年との鮎数の違いやその段階で適した漁法まで説明していることがわかる。また、前半部の記述から、監守らの中にも漁に詳しい者と疎い者がいて、調査に赴くのは前者の人々であったことも窺い知られよう。「明治十八年 諸届伺并請求書」【多摩市教育委員会保管・富澤家文書】。
- 29 清水裕介は、御猟場職員が宮内省御用掛を兼任しており、鮎漁は後者の職掌であったと推測している。残存する史料を見る限り御猟場職員としての肩書と宮内省御用掛の肩書が区別して用いられているようには見えないが、傾聴に値する指摘である。
- 30 このほか、御猟場職員達は皇室・宮内省関係者の鮎漁の際には、雇用した漁業者達の「監督人」などの立場に関わる者も多かった。前掲『みゆきのあと—明治天皇と多摩—』42頁、番号78「漁夫・有志人名書上」参照。

-
- 31 橋場氏前掲論文参照。
- 32 『警視庁東京府公報』明治 33 年、所収。
- 33 「鮎漁業禁止令ノ件」(「文書類纂」【東京都公文書館所蔵】第 4 課文書・農工商・第 1 類・農工商例規・第 1 卷〈第 4 課〉所収)。
- 34 東京府漁業取締規則。本稿では「例規録」(主猟寮)自明治 36 年至同 38 年【宮内庁宮内公文書館所蔵・識別番号 1591】所収のものを利用した。
- 35 「例規録」(主猟寮)自明治 36 年至同 38 年。
- 36 「例規録」(主猟寮)自明治 36 年至同 38 年。
- 37 「例規録」(主猟寮)自明治 36 年至同 38 年。
- 38 明治 39 年 12 月 11 日猟甲第 835 号(「御猟場規則及御猟場職員職務章程」【多摩市教育委員会保管・富澤家文書】所収)。清水前掲「連光寺村御猟場再考」。
- 39 明治 39 年 12 月 11 日猟甲第 835 号。
- 40 「特殊猟場録」明治 45 年大正元年【宮内庁宮内公文書館所蔵・識別番号 1554】。なお、闕字は省略した。
- 41 先掲の「鮎漁業禁止令ノ件」には、参考資料として多摩川流域の各漁業組合が設定した鮎の漁期を一覧した表が付されているが、それによれば高津村が属していたと思われる多摩川末流漁業組合設定の漁期は 3 月から 11 月までであり、漁の解禁は他に掲載されていた計 13 の漁業組合のいずれよりも早い。
- 42 「富澤家日記」を見ると、富澤政恕ないし政賢が、連光寺村御猟場が設置された翌年の明治 17 年正月より毎年侍従や宮内省職員の自宅へ年賀挨拶に訪れていることがわかる。こうした公務外の部分での交流が、両者の関係を強化していったのであろう。
- 43 清水前掲「連光寺村御猟場再考」。
- 44 「東京府多摩川漁業組合連合会基本金造成趣意書」【多摩市教育委員会保管・富澤家文書】。
- 45 「玉南保勝会設立趣意書」【国文学研究資料館所蔵・富澤分家文書・請求番号 32N-180】。
- 46 清水前掲「連光寺村御猟場再考」の巻末表、「特殊猟場録」大正 2 年同 3 年【宮内庁宮内公文書館所蔵・識別番号 1555】。

《近代多摩川と皇室》
鮎献上と多摩地域の聖蹟化に関する歴史学的研究

(研究助成・学術研究VOL. 46—NO. 328)

著者 吉岡 拓 ・ 清水 裕介

発行日 2017年11月

発行者 公益財団法人とうきゅう環境財団

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷1-16-14 (渋谷地下鉄ビル内)

TEL (03) 3400-9142

FAX (03) 3400-9141

<http://www.tokyuenvironment.or.jp/>